

令和6年 第7回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第1号) 12月12日 開会

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 6 年第 7 回美瑛町議会定例会

令和 6 年 1 2 月 1 2 日午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 一般質問〔白石久代議員、青田知史議員、谷本憲一議員、
八木幹男議員、京屋愛子議員、坂田昌則議員、
桑谷 覺議員〕

○出席議員（13名）

1番	武田信玄	議員
2番	桑谷覺	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	興栢勝也	議員
5番	保田仁	議員
6番	青田知史	議員
7番	白石久代	議員
8番	坂田昌則	議員
10番	八木幹男	議員
11番	谷本憲一	議員
12番	山本賢一	議員
13番	高田紀子	議員
議長	14番 野村祐司	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	角	和	浩	幸	君				
副	町	長	吉	川	智	巳	君			
会	計	管	理	者	今	野	聖	貴	君	
総	務	課	長	新	村		猛	君		
まちづくり推進課長	観	音	太	郎	君					
地域みらい創造室長	大	庭	路	世	君					
税	務	課	長	岩	佐	和	男	君		
住	民	生	活	課	長	庄	司	篤	史	君
保	健	福	祉	課	長	鎌	田	静	香	君
子ども・子育て支援室長	谷	口	雄	二	君					
商工観光交流課長	高	島	和	浩	君					
文化スポーツ課長	才	川	健	一	君					
ジオパーク推進室長	長	野	克	哉	君					
農	林	課	長	平	間	克	哉	君		
建	設	水	道	課	長	今	瀧	毅	君	
水	道	整	備	室	長	石	崎	智	大	君
町立病院事務局長	才	川	育	世	君					
総務課課長補佐	柴	田	崇	史	君					
総務課課長補佐	餌	取		良	君					
教	育	課	長	鈴	木	貴	久	君		
管	理	課	長	鈴	木		誠	君		
図	書	館	長	山	上	修	司	君		
農業委員会事務局長	栗	原	行	可	君					
農業委員会会長	只	野		透	君					
代表監査委員	大	西	宣	充	君					

○書記

事務局 長 梶原 祐治 君
次 長 竹本 匡志 君

開会挨拶

○議長（野村祐司議員） おはようございます。令和6年第7回美瑛町議会定例会の開議に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会では10名の議員から51項目余りの一般質問が通告されております。町民の皆さんの暮らし、あるいは経済の振興に密接な質問でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。ご存じのように、議員必携では、簡明で次元の高い質問に徹すべきとしております。加えて、会議規則第54条では議題外にわたる、あるいは、質問の通告の範囲を超えないようにということにもなっておりますので、この辺、言葉の贅肉を落としてゆっくりとした発言を期待するところでございます。

以上、開議の挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

開会及び開議宣告

○議長（野村祐司議員） ただいまから令和6年第7回美瑛町議会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人であります。

美瑛町町民憲章の朗唱

○議長（野村祐司議員） これから美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴者の方もご起立をお願いいたします。

○事務局長（梶原祐治君）

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

招集挨拶

○議長（野村祐司議員） 角和町長から本定例会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 皆様おはようございます。令和6年第7回定例会、議員の皆様のご出席で開催を頂きまして、誠にありがとうございます。また日頃より町行政に対しましてご指導を賜っておりますことを改めて心より御礼を申し上げる次第でございます。

このところ、雪も振り積もってまいりまして今朝も、恐らく皆さん、除雪で朝からお疲れ、お忙しかったのかなと思う次第でございます。

師走でございます。年内最後の定例会でもございます。町のため町民のために向けて、皆様とまた、有意義な議論ができるよう、お願いを申し上げる次第でございます。

本定例会に提案申し上げます議案につきましては、条例改正2件、各会計の補正予算が7件、規約と連携協約の変更が各1件ずつの計11件となっております。慎重なご審議を賜りまして、お認め頂きますようお願いを申し上げまして、冒頭ご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（野村祐司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、2番桑谷覺議員と11番谷本憲一議員を指名いたします。

諸般の報告

○議長（野村祐司議員） これから、諸般の報告を行います。

○事務局長（梶原祐治君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

以上であります。

○議長（野村祐司議員） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

○議長（野村祐司議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、保田仁議会運営委員会委員長の報告を求めます

（「はい」の声）

保田委員長。

（議会運営委員会委員長 保田 仁議員 登壇）

○議会運営委員長（保田 仁議員） おはようございます。

（報告書の朗読を省略する）

以上、報告をいたします。

○議長（野村祐司議員） これで議会運営についての報告を終わります。

日程第3 会期の決定について

○議長（野村祐司議員） 日程第3、会期の決定についての件を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日から12月13日までの2日間に決定したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月13日までの2日間に決定をいたしました。

○議長（野村祐司議員） 本日の議事日程は議会運営委員会委員長の報告であります。

行政報告

○議長（野村祐司議員） 角和町長から行政報告の申出がありましたこれを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） それでは、行政報告について申し上げます。資料、お手元に配付済みと存じますのでご高覧のほどお願いを申し上げます。4点につきましてご報告をいたします。

まず1点目、全国町村監査委員協議会功労者表彰の受賞につきまして、本日も本定例会にご出席を賜っております、本町代表監査委員でいらっしゃいます、大西宣充様が、伝達式といたしまして、12月12日、本日、今朝ほど、私のほうからも伝達をさせていただきました。大西様におかれましては、平成29年4月から7年間、本町の代表監査委員に就任され、多年にわたり重責を担っていただき、現在も職責を全うしていただいているところでございます。高潔な人格を有し、行政運営に関しすぐれた識見をお持ちになり、公平普遍的な態度のもと、行政事務の監査においてご尽力を頂いているところでございます。大西様この度の受賞誠におめでとうございます。また、引き続きご指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2点目につきまして、本町へ寄贈を頂いた件でございます。寄贈者におかれましては、国際ソープチミスト旭川会長、東みつよ様から、この同会の認証50周年記念事業の一環といたし

まして、乳がん検診推進キットを12月2日頂いたところでございます。今後検診事業などの際に活用させていただきたいと存じます。国際ソロプチミスト旭川の皆様方、誠にありがとうございました。

3点目につきましては、令和6年度上半期の観光客入り込み状況についてまとめましたのでご報告を申し上げます。令和6年度上半期におきましては、157万1,800人、前年度比107.2%となっております。下のところに令和5年4年の実績を記載させていただいておりますが、順調にコロナ禍からの回復が見られると判断しているところでございます。コロナ禍前の入り込みピークが令和元年度、元年でございましたけれども、この令和元年と比較をいたしますと、93.5%となっているとのことでございます。

4点目、令和6年度農業生産見込みについてでございます。表をご覧頂きましたとおり、作物につきまして多少の差はございますけれども、全体的に好調な推移でございまして、農業生産額全体では、過去3年間の平均を上回り、計画比102.8%の約143億円となり、3億9,443万7,000円の増額となりました。交付金を含めた総額は174億2,615万6,000円を見込んでいるところでございます。農業者の皆様にご感謝を申し上げる次第でございます。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） これで行政報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（野村祐司議員） 日程第4、一般質問を行います。通告の順番に発言を許します。

それでは初めに、7番、白石久代議員。

（「はい」の声）

7番、白石議員。

（7番 白石 久代議員 登壇）

○7番（白石久代議員） 皆さんおはようございます。初めてトップバッター、やらせていただきます。勢い余って、転ばないように気をつけたいと思います。よろしくお願いたします。

番号7番、白石久代。時間制限方式。質問事項、宿泊税と持続可能な観光税の検討について。質問の要旨、美瑛町観光振興の財源検討委員会、以下、委員会という。が春に始動し、10月21日に委員会から町長に提言書の提出がなされたことが、北海道新聞にも掲載されました。

しかし、わずか半年間の委員会において、多様な意見を検討するための、十分な議論がなされているとは思えません。もっと丁寧な進め方をすべきであると思い、次の4点について町長の考えを伺います。

（1）6月の私の一般質問に対し町長は、宿泊事業者にわかりやすく負担とならないよう配

慮すると言われましたが、宿泊事業者からは多くの憂慮する声が上がっています。今からでも小規模宿泊事業者による検討委員会を作るべきではないですか。

(2) 財源となる目標金額の算出方法が、町民に納得するためには不十分であるのに、なぜ税を徴収するというスタートラインなのか。

(3) 観光客による町の負担ばかりを強調されているが、宿泊のみならず、飲食・土産物・体験など、観光に関する事業者は、その利益の中から事業税や固定資産税を町に納税しており、加えて観光をきっかけに、関係人口・移住者・ふるさと納税などの増加にも結び付いていると考えられるが、観光によるそれらすべての経済効果はどう計算されているか。

(4) 委員会から提言された入場税(駐車場利用税)は、金額によっては、来訪者の減少や、近隣に路上駐車が増加が懸念されるが、どう考えているか。

質問の相手は町長です。よろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) 7番議員の質問の答弁を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

○町長(角和浩幸君) 7番、白石議員さんからの質問事項、宿泊税と持続可能な観光税の検討について答弁を申し上げます。宿泊税と持続可能な観光税の検討につきましては、令和4年4月に設置した、丘のまちびえい観光ルール策定委員会にて、今後の観光振興の在り方と財源確保の必要性についての報告書を受けた後、令和5年度の観光目的税検討委員会の議論を経て、令和6年度から観光振興の財源検討委員会を設置し議論してまいりました。この議論により取りまとめられた提言を受け、提言書に係るパブリックコメントや町外者アンケートを実施し、また、観光事業者との懇談会を開催して御意見を伺い、総合的に判断した上で税制を構築してきたところです。

1点目につきましては、観光振興の財源検討委員会では、観光協会、商工会、びえい白金温泉観光組合、交通事業者及び農業協同組合など観光事業者の皆さまに委員をお願いしており、町としましては、観光事業に関わる団体の代表の総意として提言書をいただいたと考えております。また、11月7日に宿泊税及び持続可能な観光税(駐車場利用税)に係る懇談会を実施し、観光事業者の皆さまからいただいた様々な御意見を参考に税制を構築しておりますので、小規模宿泊事業者による新たな検討委員会を設置する考えはありません。

2点目につきましては、目標金額とは来訪者に起因する財政需要のことと思いますが、この額は来訪者により追加的に発生する行政サービスや観光の推進のための財政需要を令和5年度決算額から積み上げたものです。町の歳入の主な財源である地方税と国からの地方交付税には、観光入込数が考慮されないにも関わらず、観光入込数が増加することで町の歳出が圧迫され、本来提供されるべき町民サービスの低下が懸念される現状は、多くの町民の皆さまに御理解い

ただけると考えております。また、この現状を踏まえると可能な限り早期に財源を確保するための税制を導入しなければならないと考えております。

3点目につきましては、まず美瑛町として観光を否定しているわけではなく、重要な産業と位置づけ、更なる振興を図る立場から、観光がまちづくり全般に及ぼす利益、効果を追求してまいります。ただ、町税収入の増加や観光消費、関係人口や移住者の増加などの経済波及効果につきましては、専門的な統計調査が必要なこともあって、現在のところ正確な数字を把握している訳ではありません。

4点目につきましては、駐車場利用税の導入により仮に来訪者数に影響があったとしても、現在の町道の交通渋滞や観光スポットの混雑状況を考慮いたしますと、美瑛町ならではの観光の在り方について御理解と共感をいただける方が来訪することになり、持続可能な観光や質の高い観光の実現につながると考えます。近隣の路上駐車増加につきましては、北海道警察や道路管理者などの関係機関と連携して対策を講じてまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 7番議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

7番、白石議員。

○7番（白石久代議員） 7番、白石です。答弁頂きました。再質問させていただきます。この町の観光ビジョンが見えないこと。そして町民の意見をもっと聞くべきということ。それから、新税の導入というのは、慎重に慎重を重ねるべきだと思ひ、何点か伺います。

まず、(1)の検討委員会についてなんですが、小規模宿泊事業者の検討委員会はつくと答弁頂きました。それならばなおのこと、宿泊税が導入されることになれば、徴収義務が課せられる宿泊事業者の声を、討論の中心に持ってくるべきだと思いますが、聞く予定はありますでしょうか。役場からの説明ではなく、話し合いです。委員会からの提言は、多様な立場の委員の総意とお答えですが、そこに町民や女性がメンバーに入っていないというのも、納得できません。町なかでは、小さな宿屋さんたちが駄々をこねてるらしいと噂になっております。実はそうではないと思ひます。全てに反対しているわけではなく、納得できる説明があれば喜んで協力すると言っています。町は検討しますと言ひながら、きちんと説明をしてこなかったと私と思ひます。11月の事業者懇談会では、質疑応答が2時間半にも及びました。当初目的税だったものが途中から普通税になったことや、徴収作業の負担など、いろいろな質疑がされました。その場に私もおりましたが、役場が説明できていないという証だと思ひますが、どう思ひますか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、これまでの経過の中で令和4

年からの流れについても、答弁させていただきましたけれども、長く宿泊税につきましては、美瑛町として導入を目指していくというスタンスを明確にして、途中コロナ禍での議論の中断ございましたけれども、一貫して美瑛町にとっての観光の在り方を考える中で、宿泊税の必要性について議論を重ね、ようやくこのほど提言書という形でまとまってきたと思っております。その間におきまして、多くの観光事業者の皆様を始めとする関係者の方々にご討議を頂きまして、ご議論を頂きました。先ほど申しましたけれども、今回まとまりました提言書につきましては、事業者様、各団体から構成する検討委員会の中でご議論を頂きましたので、この観光に関わる事業者様の総意としての最終提言であるという風に町としては受け止め、重く受け止めているところでございます。でございますので、一転、先ほど小規模事業者による、小規模宿泊事業者による新たな検討委員会につきましては、設置の考えはございません。と答弁をさせていただきましてけれども、検討委員会としての設置は現時点考えてございませんけれども、それがすなわち、意見を聞かない説明しないということではございません。事業者の皆様に対しまして、これから、これまでは提言についてご説明させていただきましたけれども、税となりますと条例の形にもしていかなければなりません。これから先も各段階におきまして、事業者の皆様にご丁寧な、ご説明をさせていただき、またご意見も伺う中で、最終的な形、美瑛町の観光に資する新しい税の形がどういうものになるのかという場については、設けてまいりたいと考えております。

また、11月の質疑応答が長時間に渡りましたということにつきましては、まさに多くのご意見、多くの考え方があるという風に受け止めております。私も、その場にはおりませんでしたけれども後に、概要につきましてご発言につきまして、報告を受けているところでございます。様々ご心配もおあり、またご提案もおありだと思いますので、引き続き皆様方のお話を承りながら、ともに議論をして望ましい形に結びつけてまいりたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 7番、白石です。お聞きしました。

次に、2点目についてお尋ねします。検討委員会の第2回の議事録を読むと、宿泊事業者の1人が、ゼロベースで考えるべきとの発言をされています。それに対して委員長は、この会は、それを話し合う場ではないと、議事を進められています。検討委員会は、観光財源を検討する会ではなく、税の徴収方法を検討する会であったと認識してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ご答弁もし、的を得ていない答弁でしたらご指摘頂きたいと思っておりますけれども、先ほども申しましたけれども、宿泊税を始めとする新税につきましては、令和4年の

丘のまちびえい観光ルール策定委員会の中でまずご議論頂きまして、こちらは税のみならず、美瑛町にとっての観光のマナーですとかルールですとか、どういう形がなればいいのか、また条例などについて、ご検討頂いた中で、その中で新しい税の財源の確保が必要であるという方向性が打ち出されたわけでございます。新税について検討すべきという内容に沿いまして、今回の令和6年度からの観光振興の財源検討委員会を設置し、ご議論を頂いてきたところでございます。という流れから受けまして、令和6年からの観光振興の財源検討委員会というものは、前提といたしまして、新税の在り方についてどのようなものがふさわしいのかというところを、ご議論頂く場であったという風に私どもは考えてございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 白石です。答弁頂きました。目標となる金額の算出方法が私が納得いかない、納得できない点をお尋ねします。細かい数字になって恐縮なんですけど、まず1点目です。事業者懇談会で頂いた資料の中で、まず、平成24年から12年間の美瑛町の税込金額の表がありました。そこで不思議に思ったのが、この12年間で人口が20%減っているのに、町民税は10%増え、固定資産税は15%増えています。税込全体で12%増えています。これは観光も、税収に寄与しているとは考えられませんか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今、申し訳ありません。手元に税込の推移の細かいデータが私の手元にはございませんので、詳細についてご答弁申し上げられませんが、地方税が税込が増えていく人口が減るのに対して、反比例するように増えているということにつきましては、ひとえに町民、事業者の皆様方の活発なる地域経済活動の賜物でありましてそれが、税として町を受けさせていただいていると考えてございます。でございますので、観光業の方々を始めとする民間事業者の方々の本当にご努力、取組のおかげで、税込がアップしているという風に受け止めているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 答弁頂きました。同じ資料なんですけども、来訪者に係る行政費用が7億8,800万とありました。道路や水道や公衆トイレの整備や案内表示などに2億7,000万。これはほぼ納得できますが、持続可能な観光の推進のための財政需要として5億円が提示されています。今回、検討委員会から提言された宿泊税300円という金額は、ここから算出されているものですが、この5億の中の事業にはまだ町民の合意を得ていないものや、この工事にそんなにかかるかなという金額のものまで含まれていました。しかもほとんどが単年度の

事業です。毎年かかる費用ではありません。検討するための基本となる数字がこのように、町の願望に近い状態で300円が出てきたと私はと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) この7億8,800万の数字につきましては、検討委員会の中で試算はなされ出てきた数字でございます。もちろん、その試算につきまして、町、役場も協力する中で算出しておりますので、私どもも存じているところがございますけれども、完全なる数字ではございませんで概算で、観光入り込みに係る町の負担ほどの程度であるか。まずそこを数字を押さえておかないとこの先の議論にならないというところで、はじき出してきた数字であると理解をしております。ということで、これが完全に精査しきれた数字かと言われるとそうではなくて、ここも観光の入り込みに対して、支出がこっからもあるよねというような部分も含めた数字でございます。なぜこの数字を出したかというところにつきましては、この検討委員会の中の議論を見ていただければ明確でございますけれども、美瑛町先ほど税収のお話もしていただきましたけれども、美瑛町全体の財源財政を考えたときに、この先、美瑛町独自の財源がないままでいくと、この財政、美瑛町財政が、もつのだろうかというような視点も加味した上で、新しい税について新しい財源について検討頂いたところでございます。そのときに、これまで数字として出てございませんでした、観光入込数観光とか美瑛町への入り込み客に対してどれだけの支出がなされているのかという数字が、私ども把握をしておりませんでしたので、検討委員会の中でも、その数字を出すようにまとめるようにという中で出てきた数字がこの数字となっているところでございます。7億8,000万では、極端に言いますと、この7億8,000万、観光も含めた入り込み客が1人もいない、誰1人として美瑛町に入ってこないという仮定におきますと、7億8,000万は町民サービスに使えるものである。そういう意味では本来町民サービスに使える7億8,000万が町外からの来訪者に使われています。このことによって町民サービスが損なわれていませんか。そこに対して、来訪者からご負担を頂き、本来の形にしていくという発想、ロジックの中で、計算をさせていただいたところでございます。そして、300円という提言書の中の税額につきましては、提言書の中でも触れられていますけれども、宿泊税、駐車場利用税、両方合わせて、7億8,000万にいきません。半額ぐらいでございます。全てを来訪者の方から頂くというロジックにはなってございません。半額程度はやはり、支出の原因者である来訪者からご負担を頂くことが、お願いできないだろうかという発想の中で、300円というところが出てきたものと理解をしているところでございます。提言書のほうでございますので、検討委員会のご判断として、私どもはそのように受け止め理解をしているところでございます。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 7番、白石議員。

○7番（白石久代議員） 答弁頂きました。次にお尋ねしようと思った、今、町長に先に言われてしまったんですけども、3点目についての再質問させていただきます。観光による経済効果についてです。これまで、複数回にわたり、私たちの問いに対して、経済効果の算出は困難であるとの答えがありました。しかしそれは可能なことであり、これまで実施してこなかっただけだと思っています。今町長からお言葉頂きました。観光都市、京都の事例一つ申し上げます。京都に入った人にアンケートを昭和33年から続けられています。令和5年は年に4回、アンケート調査行われて、5,773人からのデータがあり、京都の観光消費額は、金額大きいんですが、1兆5,000億円。経済波及効果は1兆7,000億円と出ています。これは京都市のホームページで誰でも見ることができます。さらに、観光消費単価も単価も出ておまして、宿泊者1人当たり約6万4,000円、日帰り客は平均約1万2,000円。これは日本人の金額であり、外国人はこの倍額近くになっておりました。これを美瑛町に当てはめてちょっと計算してみました。年間23万人が訪れる美瑛町で1人が平均1,000円お金を落としてくれたとしますと、毎年23億円がこの町に落ちています。1人2,000円平均なら46億円です。このお金はどこに行ったのでしょうか。京都市役所に問合せたところ、この京都の調査は外注してあり、かかる費用も教えてくれました。町の規模が違うのでここでは金額は申し上げませんが、美瑛町でも検討できるくらいの金額でありました。ぜひこれはやっていただきたい。どれだけ収入があり、どれだけコストがかかり、いくら利益が出ているのか、正確な数字は、経営の基本の基であります。そこから経営戦略を立てるのです。経営者なら当たり前にやっていることです。考えてみませんか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 一つ、まずアンケート調査につきましては美瑛町も観光マスタープランで改定もしておりますので、改定する時期、それぞれにつきましては、アンケート調査はして、その時の数値は把握しているところでございます。ただ、ご指摘の美瑛町全体の観光に係る経済効果、経済波及効果につきましては、今数字を持っていないというところが正直なところでございます。産業連関表を美瑛町としてつくりました。すいません。何年前か忘れちゃけれども、3、4年前に美瑛町の産業連関表を初めて美瑛町としてつくったところでございます。そのときに、もちろん観光についての効果についてもその中で、専門事業者、専門知識のある方にまとめていただきましたんですけども、ちょうどコロナのタイミングと重なってしましまして、この中で観光産業の数値を出したところで普遍的な値ではないなろうというところで、産業連関表を作る中で、観光分野だけは外してしまったという経緯がございます。そのため、今私ども他の産業については、経済波及効果、数値を手に入れているところでございます。

けれども、偶然、観光分野については除かれてしまった形になって今に至ってございます。今、コロナ禍から、先ほどの観光上半期の入り込み数を見ても、コロナ禍からの影響を脱して新しい本来の美瑛町の観光の来訪者が戻ってきていただいている状況になっていると判断できますので、今後観光に係る経済効果、経済波及効果について、具体的な数値として把握をしてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 期待しております。よろしくお願いたします。次に、4つ目の駐車場のことをお聞きします。青い池駐車場ですが、駐車場に関する事例が一つご紹介したいと思えます。世界遺産にも登録された岐阜県の白川郷です。やはりオーバーツーリズム問題があり、議論を重ねた自治体と聞いています。住民も暮らすこの地区では、駐車場に協力金として普通車500円、大型車1,000円を上乗せして、観光客が駐車場で支払う金額を普通車1,000円、大型車3,000円に設定しています。この協力金は、景観保全に使用可能な財源になります。これを参考に計算してみました。青い池駐車場料金に協力金として、普通車500円、バス1,000円が町の収入になるとすると、協力金だけで毎年1億5,000万が持続可能な観光に使えます。この方法を参考にしたいかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 駐車場利用税をめぐる議論の中では、これまでの中でも駐車場料金を値上げするという形も一つあり得る。また協力金として料金別に料金とは別の協力金という形もあり得るといふような、様々な視点からのご議論がなされたというふうに理解してございます。そのような中で今回、提言書の中で税として駐車場利用税としての徴収を提言をされたということは、それだけ責任も伴う。また、強い効力を持つものでございますので、美瑛町の観光の在り方として、入り込み者の方からご負担を頂き、ご負担頂いたものを町観光等に使用させていただくという明確な強い姿勢を表す。そのために、税という形で徴収するのが望ましいという風にご提言を頂いたと、私どもは受け止めているところでございます。その受け止めによりまして、今新しい新税の形での条例案の構築を急いでいるところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 7番、白石です。税でない取りにくいということですか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 現時点で町側から新税としての条例の提案を今まださせていただいてご

ございませんので、今検討中という段階の中で、お話ししにくいんですけども、税の形を検討委員会の中で提言を今頂いてます。その提言の趣旨としては、協力金ですとか、お願いで頂くという形よりはきっちり税という制度の中で徴収をしたほうが、公平、公明であるという意味で税の形の提言を受けたと私どもは思っておりますし、提言の内容を尊重しているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 7番、白石です。私、詳しくないんですが、税というのは、かなり慎重に進めるべきだと思っております。町民の声も広く聞かなければいけないし、税以外にも例えば、税以外でも、徴収協力金として、徴収することも検討されているということによろしいですか。税以外。税以外の方法もあるということによろしいですか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 税以外の方法も手段としてはありうる、理論的に理屈としてはこういう手段、こういう手段もありうるという風には当然考えてございます。よく、どこだよ、よくある観光地で入場に際して協力金として、いくらかお願いしますという箱を置いてあって、そこに対して任意の観光客の方が入れたり入れなかったりするというようなそういう形はありうるという風に思っておりますけれども、私どもは、先ほどの入込みの方に対して税金を行政として支出している現状にある。そして、入込みの方の数に応じた財源というものは今の財政制度上何もない。で、あるので、本来町民サービスに使われるべき財源が、入り込み客の方に使われている。その中で、どのように財源を確保していけばいいのかということを考えると、税という形で公平に皆様から徴収を頂けるという形が、最も望ましい新しい財源確保の道であるという風に提言書も、そういう趣旨だと思っておりますし、その趣旨は私どもも全く同感しているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 7番、白石です。さらにこれは議論を進めていただきたい。よろしくお願ひいたします。最後にお聞きしたいのですが、滞在型観光である、宿泊業を伸ばしていく気があるのかなと感じます。仮に青い池だけで税収があるので、美瑛町は宿泊税を頂きませんと、もし発信すれば、それは大きな町のアピールになり、客単価の高い滞在型観光客が増えることも予想できます。今回実施された宿泊税についての町民コメントの資料を見ていると、平成26年からのデータで、日帰りが日帰りが25%増加しており、宿泊は15%下がっています。つまり、年々日帰りの町になっているのです。言ってみれば、客単価の低い安い観光地

になっていると思います。客単価の高い宿泊業を伸ばす政策をされているでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 宿泊業、観光業の中での宿泊業というものはとても大切な産業であり、これから、これまでも大変大きなお力を、町全体の発展のために頂いておりますけれども、これからもこの宿泊部門を伸ばしていくというところが、美瑛町観光の幾つかある課題のうちの一つの大きなテーマであると受け止めてございます。ご指摘のとおり、滞在型観光にいかにか持っていくのかというところが今、美瑛町が問われているところでございまして、そのことは、すなわち、宿泊者数を増やしていくということにつながりますので、議員と全く同じ、同様の視点を持ちまして、今後とも、宿泊業を大切に、事業を伸ばしていくという視点を持って観光施策に取り組んでまいりたいと思います。宿泊税をめぐるしましては、どちらのご意見もあろうかと思っておりますけれども、宿泊税を導入することによって入り込み数が、入り込み客数が減少したというデータはないという風に専門家から私どもは伺っております。むしろ、宿泊客の方から宿泊税を頂くことによって、その宿泊税を、この地域の中の環境、観光の持続的な在り方に使わせていただいている観光を責任を持って取り組んでいる観光地であるという風なアピールになるのではないかと私は白石議員とは逆の考えかもしれませんが、思っているところでございます。海外からの来訪者が脱炭素の取組しているところを重視するとか、無料より有料のところに価値を置くとか、そういうようなお話もある中で、私どもがこの観光地として責任を持ってこれからも観光産業を守り育てていくというために、一定のご負担を頂きたいというスタンスを示すことは、むしろ観光地として責任ある姿につながるのではないかと思います。思いを私は持っております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 7番、白石議員。7番、白石議員。

○7番(白石久代議員) 7番です。いろいろこれから考えてくださるようなので、期待しております。最後になりますが、私もかつては宿泊業に携わっておりました。宿泊事業者というのは移住者が、多くて個性的ではあります。しかしこの町を選び、時間刻みの生活をしながら、20年、30年、40年が経ち、今は高齢期に入り、事業の縮小や廃業をして、これから美瑛町で老後静かに暮らしたいという方もいます。その一人一人に物語があり、一つ一つの宿に物語があります。とある宿屋さんが冬になる前に私にくださったメールの中の、オーナーさんの言葉を紹介したいと思います。これからはうちの宿の本番です。うちの庭で真っ白なさらさらの雪と戯れられるお客様、ダイヤモンドダストを見て、涙を流すお客様の顔が目に見えます。という一文でした。このような感性をお持ちの宿屋さんたちが、美瑛町を訪れる人を迎え入れ、もてなし、さらに美瑛ファンを増やしています。宿屋さんたちを、ぜひ、美瑛の観光を議論す

る中心に持ってきていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 多くの宿の皆様がそれぞれの夢を抱き、また、望ましい、自分らしい、経営の在り方、自己実現、様々な思いを持って、美瑛にこられ営業をされているという風に理解しております。そのような個性ある皆様の営みが、美瑛町経済の発展振興に大きくお力を頂いていることは、間違いないこととございます。先ほども申しましたけれども観光の中でも、やはり滞在型、通過型にせずには滞在型で、それは消費を増やしていただくという面もございませけれども、滞在しゆっくり時間をかけてこの美瑛の魅力に触れていただく、楽しんで頂くそういう機会をつくっていただけるのも、宿泊事業者の皆様の営業、事業活動があつてのことと思つてございます。観光、大事な産業でございますけれども、その中に宿泊事業者の方々が大きなウエイトを占め、ご努力を頂いているということを深く認識をし、先ほど答弁申しましたけれども、観光施策の中で事業者の皆様方のお考えをまた拝聴させていただき、ともに進めさせていただきたいと考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(野村祐司議員) これで、失礼しました。これで7番議員の質問を終わります。

次に、6番。次、6番、青田知史議員。

(「はい」の声)

青田議員。

(6番 青田 知史議員 登壇)

○6番(青田知史議員) おはようございます。6番、青田でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問を行います。番号6番、青田知史。質問方式は回数制限方式であります。5つご用意しております。

質問事項1番、愛郷心教育と町の伝統や町史の継承について。質問の要旨。地域への愛着の形成のために、学校教育や社会教育において、愛郷心を育む教育や開拓史を含む町の歴史教育を意識的に行うことが必要だと考えています。

愛郷心を育む教育に関して、町内の小・中学校で行われている教育内容や地域との連携について、また町の伝統文化や開拓史を含む町史の継承の取り組みについて伺います。

(1) 愛郷心を育て、美瑛町に住む町民としての誇りが持てるようにどのような教育を行っているか。

(2) 先人から受け継いだ美瑛町の伝統文化、風習を尊び、継承していくためにどのような取り組みをしているか。

(3) 開拓史を含む町史や地域史のデータ化、名誉町民のホームページ掲載など、見える化についてどう考えるか。

質問の相手は（１）につきましては教育長、（２、３）については町長となっております。

質問事項２番目、赤ちゃんほっとステーション事業について。これについては、注釈欄をご覧ください。北海道では、子育て中の親子などが安心して外出できる環境づくりのために、赤ちゃんのほっとステーションを進めています。

また、観光地や都市部の自治体が、赤ちゃん連れの外出の負担を軽減するために、赤ちゃんの駅の導入を進める動きもあります。

公共施設や民間施設にスペースを設けて、乳幼児と保護者が、授乳やおむつ替えなどを安心して行えるようにすることで、子育て支援の充実、地域のイメージ向上につながり、観光面でもプラスになると考えられます。

本町でもアプリやインターネットを活用した情報提供や整備の必要性を感じていることから、次の２点について伺います。

（１）民間施設を含む町内の授乳室及びおむつ台の設置状況と、赤ちゃんのほっとステーションの登録状況について。

（２）赤ちゃんのほっとステーション整備と公民連携の必要性について。

質問の相手は町長です。

３番目、ポイ捨て対策でさらなる美しいまちづくりを。町のホームページにも掲載されているように、町内では道路わきや住宅の敷地内、また冬の間には雪の中に捨てられたゴミが雪解けに出てくるが増えています。

中心市街地や青い池などの観光地では、吸い殻などのポイ捨てやゴミの放置なども散見されます。

これまで、缶トリー作戦などの美化活動や道路愛護活動など様々な取り組みをされてきましたが、より効果的な対応が必要になってきていると感じていることから、次の３点について伺います。

（１）観光客への啓発はどのように進めていくのか。

（２）路上喫煙禁止地区の指定により吸い殻のポイ捨てを減らすことはできないか。

（３）ポイ捨て等防止条例制定の必要性についてどう考えるか。

質問の相手は町長です。

４番目、町有財産の利活用について。本年４月に施行された、美瑛町町有財産利活用等基本方針は、未利用財産の管理・処分における現状と課題を明確にし、その利活用や処分についての基本的な考え方を定めるとともに、広く町民に明らかにすることで、財産の適正な管理と公平・公正で透明性のある利活用を推進するため策定されました。

この方針に基づき、公募型プロポーザル方式により、有効活用を行う事業者等の選定も行われています。

今後も財産の適正な管理と公平・公正で透明性のある取り組みをさらに進める必要があるとの認識から、次の4点について伺います。

(1) 未利用財産の現状(全体像)は。

(2) 売却処分等による財政面での効果をどう考えるか。

(3) 情報公開や町民参加等の原則に基づいた取り組みの考えは。

(4) サウンディング型市場調査の実施も検討すべきではないか。サウンディング型市場調査については注釈欄、下段のほうをご覧ください。

質問事項5番目、行財政改革の現状と今後の取り組みは。第1回目の美瑛町行財政改革推進本部会議、以下、会議という。が9月27日に開催されました。

町長はSNSでこの会議の開催について、将来にわたり町民の皆さまのための役場であり続けるためには、健全な財政運営が不可欠です。前例にとらわれない姿勢で臨んでまいります。と発言されました。

7次にわたる行政改革の取り組みに加えて、あらためて財政改革を包含した行財政改革に着手することをコミットメントしたものと受け止めています。

財政改革とは歳入を増やし歳出を減らすことに尽きますが、会議が改革の端緒を開き、今後実効性の高い取り組みが進められることに期待し、次の5点について伺います。

(1) 既に報道されている観光客向け新税導入案に基づく歳入見込額とその活用について財政改革の見地からどう考えるか。

(2) 町民の理解と協力を得るため、町の財政状況をわかりやすく見える化し、現状や課題を共有するために財務書類のダイジェスト版作成の考えは。

(3) 現状の組織機構で、財政と理財・管財の改革を進めることができるのか。

(4) 会議で提案された予算編成スケジュール見直しの意義について。

(5) 行財政改革により町民に痛みが伴うことはないのか。

質問の相手は町長です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) 6番議員の質問の答弁を求めます。

初めに、鈴木教育長。

(「はい」の声)

鈴木教育長。

(教育長 鈴木 貴久君 登壇)

○教育長(鈴木貴久君) 6番、青田議員よりの質問事項1、愛郷心教育と町の伝統や町史の継承についての、1点目の愛郷心教育について答弁申し上げます。愛郷心を育むことは、ふるさとに対する誇りや慈しむ想いにより、地域住民同士の連帯感の醸成や自然・環境の保全、地域文化・伝統の継承などが期待され、持続可能な地域社会の発展につながっていくものと認識し

ております。

本町におきましては、豊かな自然や広大な大地、本町ならではの生活文化、様式など、これまでに先人たちが紡いできた財産とも言うべき様々な資源が存在し、これらを次世代に伝え、守り、育てていくことは、本町の持続可能な未来を築く上で大変重要なことであることは言うまでもありません。

1点目につきましては、総合的な学習の時間の中で、小学校では、ふるさと学習として本町の自然や歴史、十勝岳の火山活動やその恵みを受けた観光資源、まちづくりの変遷等を学ぶほか、農林畜産業や特産品の学習、すずらん大学の学生及び高齢者福祉施設の入所者との交流や地元行事への参加など多岐に渡って学んでおります。また、中学校では、キャリア教育として、近年では町森林組合による木育講座と町長のまちづくり講話、さらに3年生では、これまでに学んできたことや本町の特色、良いところなどについて理解を深め、町の課題解決や将来像について考えるとともに、今後の自分の生き方や行動にいかすことができるよう取り組まれております。今後におきましても、関係各団体や町民の皆さまの御協力をいただきながら、郷土を愛する教育の推進に努めてまいります。以上です。

○議長（野村祐司議員） 次に、角和町長の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 6番、青田議員さんからの5点にわたります、質問。まず、質問事項1、愛郷心教育と町の伝統や歴史、町史の継承についての2点目以降からご答弁を申し上げます。2点目につきましては、郷土学館美宙では、本町の風土が育む文化や自然、先人たちが残してきた歴史や文化を学べる場所として、開拓の歩みや昔の生活スタイルを再現した展示を行うなど、地域学の情報を提供しております。また、地域の写真や映像を収集し、それらを基に郷土資料保存会の御協力も得ながら、昔の本町の街並み、学校や地域行事の様子を写真で振り返る企画展を実施するなど、各種美瑛学講座を実施しております。

さらに、子どもたちには、町内の歴史遺産を巡り、郷土の歴史に触れるといった地域資源を活かした体験学習ジュニア美瑛学を開催するなど、歴史、伝統、自然、天文を学べる各種事業を実施しており、今後におきましても、本町の多様な価値について、学びの機会の提供、充実に取り組んでまいります。

3点目につきましては、本町ではこれまで、各周年記念事業において史書として、町史等の発刊がされてきたところです。一方で、本町の歴史や資料等の情報をデジタル化し、デジタルアーカイブとして構築、オープン化することは、史的資料の整理や更新を容易にするだけでなく、町民の皆さまの郷土に対する愛着の向上とともに、町外のより多くの皆さまにも、本町

の歴史的価値を知っていただくことにつながるものと考えております。また、名誉町民のホームページ掲載につきましても、他自治体の例なども参考にしながら課題を整理し、あわせて見える化を検討してまいります。

質問事項2、赤ちゃんのほっとステーション事業についてお答えいたします。赤ちゃんを町の中で見かけることは、喜びでもあり、その笑顔は明るい雰囲気醸し出してくれています。人口対策の面のみならず、町の活力を生み出すという意味からも、子育て支援は大切であると考えています。

北海道赤ちゃんのほっとステーションは、授乳とおむつ替えの両方が可能な場所であり、北海道のホームページ等で公表されていることから、広く情報が発信されています。本町にもほっとステーションが点在すれば、親にとって配慮と負担の大きい乳児連れ外出のサポートとなるばかりでなく、観光客にとっても周遊観光がしやすく、長時間の滞在も期待できると考えます。

1点目につきましては、現在、公共施設のうち、授乳スペースのある施設は6か所、おむつ替えスペースのある施設は13か所ありますが、北海道赤ちゃんのほっとステーションに登録している場所はありません。

2点目につきましては、既に授乳スペースとおむつ替えスペースが備わった公共施設のうち、まずは、親子連れの利用が多く見込まれる図書館やビ・エール、ビブレなどの施設について、今後登録に向けた準備を進めてまいります。また、先述のとおり、おむつ替えスペースのみが備わった施設は多くありますが、常設の授乳室がなくても、配慮と工夫で授乳対応ができれば、ほっとステーションへの登録が可能と思われまますので、こちらも検討を進めてまいります。公共施設に限らず、民間施設へも広がれば、より多くの方に安心して御利用いただくことができますので、赤ちゃんのほっとステーションの意義を御理解いただけるよう呼びかけてまいります。

質問事項3点目、ポイ捨て対策でさらなる美しいまちづくりを、についてお答えをいたします。新型コロナウイルス感染症の5類移行により人流が活発化しており、本町におきましても観光入込数がコロナ禍前の水準まで回復し、ごみのポイ捨てなどオーバーツーリズムへの対応が急務となっております。また、本町は日本で最も美しい村連合に加盟しておりますので、景観保全とともに、環境美化の取組は重要であると認識しております。

1点目につきましては、観光マップやホームページ、SNSなどによる啓発とともに、観光アドバイザーによるパトロールを実施し、観光マナーの普及に努めております。特に言葉や文化の違う海外からの観光客に対するマナーの普及に苦慮しているところですが、昨年度から設置を進めているデジタルサイネージも活用しながら、多言語による注意喚起に努め、観光協会等の関係機関とも連携し、より効果的な対策を検討してまいります。

2点目及び3点目につきましては、本町は罰則規定のある、北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例が適用されますので、北海道と連携しながら同条例に基づくポイ捨て等への対策を講じてまいります。さらに、マナーやルールを逸脱した行為は、ポイ捨てのみならず様々な様態がありますので、昨年制定した美瑛町持続可能な観光目的地実現条例による施策を進める中で、オーバーツーリズム対策を包括的に検討してまいります。

質問事項4の町有財産の利活用についてお答えいたします。時代の経過や社会環境の変化等によって、保有や管理の目的が失われ、将来的な利活用が定められていない財産、以下、未利用財産につきましては、行政課題への対応等を含めて、財産の将来的な利活用の方向性等を明確にした上で、これらを有効活用し、地域の発展に寄与することが求められております。

1点目につきましては、未利用財産は増加傾向にあり、代表的なものでは、旧憩町町営住宅跡地や旧浄化センターなどが挙げられます。これらの財産は、民間宅地などでの活用が想定できるものもあれば、立地条件や形状等により利活用が困難なものもあり、それぞれの状況に応じた課題があります。現在、庁内において未利用財産の現状把握調査を進めており、行政課題に対する中長期的な視点の下、各種計画や事業との整合を図りつつ、財産ごとの特性に応じた利活用方針を検討してまいります。

2点目につきましては、財産売却収入による一般財源の確保や未利用財産の整理による維持管理経費の削減等が考えられますが、財源確保の観点に加えて、町民や民間事業者に活用されることによる地域振興、地域経済への寄与が期待されます。

3点目につきましては、町有財産は町民共有の財産であるとの認識に立ち、財産の売却等に当たっては、町ホームページ等にて情報公開を行った上で事業提案や取得希望を受け付けるほか、美瑛町自治基本条例の規定に基づき、町民参加の対象となる事項を実施する場合は、適切な時期に適切な方法で分かりやすく情報を提供し、広く町民の意見等が反映されるよう努めます。

4点目につきましては、大規模な土地や建築物が伴う未利用財産の利活用方針の検討に当たっては、必要に応じて民間事業者等と情報交換を行い、町側で検討する事業内容や利活用方針に関する意見、新たな事業提案の把握などに努め、民間需要や提案を受け入れる態勢を整えてまいります。

質問事項5項目め、行財政改革の現状と今後の取組はについて答弁を申し上げます。人口減少や年代構成も含めた人口構造の変容、産業構造の変化などは、将来の行財政に間違いなく大きな影響を与える課題となってきました。これらが今後どう影響するか、どのようなリスクが高まるかを予測し、事前に対策を講じるための手段として、行財政改革が必要であると考えます。

1点目につきましては、美瑛町観光振興の財源検討委員会から提出のあった提言書によると、新税導入により約4億円の税収が見込まれるとされております。新税を財源として、観光客に

起因する財政需要の一部を賄うことができれば、受益者負担や持続可能な観光地の創造に向けた一つの方策となると考えております。

2点目及び3点目につきましては、町の財政状況が見える化するために、現在は広報紙に予算の概要、決算状況を掲載し、情報の共有を図っているところです。財務書類のダイジェスト版につきましては、資産や負債などのストック情報を可視化し、現金主義の会計制度では見えにくいコストを明らかにすることで、自治体の財政状況などを分かりやすく開示することができる手段として有効であると考えますが、限られた人材で多様化する業務に当たっている現状から、財政と理財・管財の改革を進める段階を選択する必要もあるため、まずは今できることから取り組んでいるところです。

4点目につきましては、前倒しした予算編成スケジュールにより各課の提案事業や懸案事項を十分に精査し、これまでの事業実績と効果や課題を検証する中で、新規事業の提起や既存事業の見直しなどを進め、効果的な予算編成に努めてまいります。

5点目につきましては、社会情勢の変化に伴う行財政への影響に対応していくため、限られた財源の中で効率的な財政運営を進めなければならないことから、現在進めている施策やサービスにつきましても、負担と受益の関係を十分検討した上で、町民の皆さまに御理解をいただきながら、行財政改革に取り組んでいく必要があると考えます。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 10時50分まで休憩といたします。

休憩宣言（午前10時39分）

再開宣言（午前10時50分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

次に、6番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 6番、青田でございます。よろしく願いいたします。先ほど来から移住というキーワードも出始めてますけれども、移住者っていう言葉あります。美瑛生まれてって言ったら、もしかしたらね、反対の言葉かもしれないですけども、代々遡って言えばみんな移住なのかなという風に思ってますね、ただ美瑛ラブというか、その愛郷心が、やはり美瑛にお住まい方、皆さんお持ちだと思っんで、それがしっかりまとめ上げるためのね、キーワードになってくるんじゃないのかなという風に私自身考えて今回、歴史を、何ていうか学ぶことも大事なのかなと思っながら質問させていただきます。まず、1問目。それで、愛郷心という言葉ですね、旭の開基100年の周年事業で建てられた記念碑に、愛郷心という言葉が出ております。小林直三郎が開墾の鋤をとるところがスタートしてですね、それでやっぱり地域の方がしっかりとそこで頑張っていく、その功績をたたえとともに、これからも頑張っ

ていこうとそういうような碑文の内容になっております。旭、北瑛、置杵牛、宇莫別、朗根内、美沢ほかのところたくさんそういうのがですね、町内各所にある、皆さんご存じかと思います。また、下宇莫別に行きますと、山崎典吉、男山酒造の産みの親ですね、の頌徳碑があったり、美馬牛の駅前には沼崎重平翁彰徳碑、これ沼崎農場、北海道開拓史としても有名で、美馬牛の駅をつくられたと。そして、旭川の厚生病院の設立にも貢献されたと。子孫の方が今旭川市議やっておりますけれども、そういうような方の碑もございます。丸山に行けば開拓馬の記念碑もございます。子どもたちの教育の中においてですね、やはり開拓史、それを学んで頂くためにはですね、やはりこのような、郷土を愛する気持ちを持ってもらえるように、史料、歴史的な歴史の史の史料ですね、史料としてこういうのを活用していくことが必要じゃないのかと。また、地域に合った学校が廃校となっている地域もございますので、その地域においてはですねやはりそこに住んでいる子どもたちのためにもですね、やはりしっかりと見やすいような形で残していく、教えていくことが必要なんじゃないかなという風に考えております。地域の特色、文化、そういうのをですねしっかりと伝えていくために、いま1度、教育長、どのようなお考えか伺いたいと思います。史料として活用することが可能かどうかといいますかね、その辺りのところ、答弁頂けたらと思いますので、有効活用していただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鈴木教育長。

○教育長(鈴木貴久君) 人は生まれて2歳児ぐらいまで、恐らく親の愛情を持って育てられて、通常はその中なんですけども、例えば親の都合で美瑛を離れた場合については、美瑛に対する郷土に対する思い入れはあまり持ってない方もいらっしゃるかもしれませんが、一般的に自分が育ったまち、自分が地域の方に多くの方に支えられてきた町、育ってきた町、この馴染みのある町に対する愛郷の思いというのは、その思いふるさとを愛する思いちゅうのは自然に湧き出てくるものだと思います。そういった愛郷心を持つこと、抱くことについて、それぞれ学校教育の中で、答弁申し上げましたように、総合的な学習の時間の中を使って、主に学んでいるところでございます。ご質問のいわゆる関連してくる地域にいろんな偉人さんっていうか、地域おこした入植されて間もなく、発展してきたそれぞれの地域において、いろんな方がいらっしゃいます。それを学ぶことは大変重要なことであると私も思っています。同感であります。それぞれ町民センターの3階には名誉町民、それぞれ並んでおりまして、それぞれ私も詳しくこの方がどのようなことを起こしたかというのはちょっと存じ上げてないというのはありますけども、そういった入植された方々の思い、地域に貢献された方々の中から、名誉町民として、今までは、特別功労者という制度もありますので、そちらのほうで表彰的な値があると経歴がある功績があるということになっていきます。こういったことを、知らせていくために、子どもたちに知らせていくために、こういったことの町長答弁にありましたように

こういったことをつくってつくられてその人の偉人の方の功績等を、そろえたものを史料として残していくのであれば、今後、この社会総合教育の時間の中で、美瑛町の起こした人たちのことを学ぶ機会というのはこれから必要になってくると思います。この方たちを教えていくことはとても素晴らしいことであると思っております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。町長にも聞こうかなと思ったんですけど、今ちょうど名誉町民の話出たんで、これだけはちょっと知っておいていただきたいなということがあります。美瑛町の名誉町民、今19人います。16人が明治生まれ、大正生まれがお1人で昭和生れが2人とですね。それで、1巻から8巻までの間で掲載がされております。それでですね、どのような事情だか分からないんですけども、第7巻でですね、本来であれば、名誉町民になりましたということで、これまでも、3巻、4巻、5巻の中では、名誉町民の写真と経歴功績について、きちんと記載になってるんですけども、実は7巻でですね、1行だけ、今日その方のネクタイちょっと締めてきたんですけども、1行だけですね、名誉町民になりましたと平成16年何月何日ということで書いてまして、第8巻でもしかしたらそういう風に写真出てるのかなと思ったんですけど全然出てないんですよ。そういうことがちょっとやっぱりもし、町史を残すってことは、ある意味ちょっと言葉悪いけど、伝言ゲームみたいな所があって、やっぱりこうきちんと次世代に伝えていくときにですね、間違いのないように正確に伝える必要があるのかなと私自身考えております。それであるからやはりきちんとですね、ホームページのほうに載せたりだとかっていうことが必要なのかなという風に考えておりますが、やはりその辺りもですね、名誉町民、また特別功労者、そういう方に対してですね、尊崇の念。安藤友之輔町長は、第3巻の巻頭言と言いますかね、序文で、一人一人のそういう何気ない何ていうかね、生き方が美瑛町史を作っているとそんな趣旨でありましたけれども、多くの人々の汗と労苦によって、美瑛町史、美瑛町がつくられてきたということは本当に間違いのないことでありますけれども、ただその中でもやっぱり名誉町民の方、また特別功労者の方に対してのですね、尊崇の念しっかり生かしたままで、生かして、ホームページに掲載するということも大事なのかなと思ったんで、質問させていただきました。これ教育長よりもしかしたら、町長のほうがよろしければ町長答弁頂いてもいいんですけども、はい。お願いします。これで1問目終わろうと思うんですけど。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 名誉町民の方をめぐります、今の第7巻、第8巻の話ってというのは、私いません。存じておりませんで、貴重なご指摘を頂いたと考えております。当然、ご指摘の

とおりでございまして、名誉町民もちろん町民お一人お一人が開拓してきたお一人一人の力でございますけども、その中でも、とりわけお力を頂いてました名誉町民特別功労者の皆様に対する、尊敬尊崇の念というものは常に持ち続け、見慣らなければならぬところがございます。ホームページですとか、デジタル化につきましては、これも時代の流れとして、デジタルアーカイブにしていくという流れができておりおります。先ほど申しました、それに伴います利点というものもございますので、先ほどちょっと課題がというのは、それぞれの方どういような紹介の仕方とか、それもフォーマット合わせなければいけないとか恐らくちょっと実際にやろうとすると、課題が出てくるのかなというところもございます。ございますが、その辺りも整理をいたしまして、多くの方に先人、偉人たちの業績を伝えていくという、そういう取組を続けてまいりたいと考えます。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 答弁頂きました。それでは質問変えます。赤ちゃんのほっとステーション事業について。こちら総務文教委員会の所管事務、道外の所管事務調査、職員の方にも随行頂いてですね本当一生懸命やりました。町長何ていうかな、頼もしいなと思うぐらい、2人来ていただいたんですけどね、本当一生懸命やって、その中でやっぱり議論も深めながらですね、美瑛町でもこんなことできたらいいよねってそんな話が質問のきっかけになっております。岡山県の新見市、そこの今の議長さんがですね、6月の定例会のときに、赤ちゃんの駅事業についての質問をして、そこから選挙もあったからなのかもしれないけども、3、4か月の間に、向こうのご当地新見市では導入したというそのような経緯もありまして、ただやはり今こども家庭庁できました。それで子どもど真ん中宣言とかそういうことも、自治体が行っているところもございます。やはり子ども中心にですね、まちづくりを考えていく必要もあると、そのような認識である中で、これは北海道のホームページにこのステーション登録したら、どれだけ伝わるかっていうのは分かりません。人によっては、パパママアプリだとかってのがあるだとか、母子も手帳とかいろいろそういうアプリがあるんで、そこに掲載するとね、より理解、町のことも理解してもらいながら、安心安全にそういう赤ちゃんを連れて周遊できるそんなことにつながるんじゃないかなというそういう提案も私頂いております。子どもど真ん中。また、国土交通省では子育てバリアフリーの推進も行われていますけれども、これ一歩踏み込んで、子どもど真ん中応援サポーター制度、本町においても、宣言してはどうかなという風に思っていることと、またこれ登録するというところで理解してよろしいか、その2点について伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 子育て支援施策につきましては、議員の皆様ご理解頂いてと思いますけれども、他自治体に引けをとらない子育て支援策をこれまでも、代々先輩たちが築いてきていただいておりますので、その流れをしっかりと受け継ぎまだ足りないところにつきましては、充実を図って、子ども子育て支援を力強く推進してまいりたいと考えてございます。赤ちゃんのほっとステーション登録につきましては、これまでも要件を満たしておりましたけれども、申請していなかった、登録してなかったというところがございますので、まず登録しやすいところから登録をさせていただきたいと思っております。そして、それは公共施設の部分ですけれども民間の機関のほうでもご協力いただけないかというような促し方、呼びかけというものも進めてまいりたいと思います。制度の体制ですとか支援策についての宣言というのもの、非常に効果があると思いますので、でも、どのような表現で、どのようなタイミングでということもございます。今ある制度いま1度、見直しさらに足りないところ、やっていくべきものをやるというところを充実を図りながら、美瑛町として、これがアピールできるというタイミングときが来ましたら、強く日本国内世界に向けて、美瑛町のこれが姿勢ですというものをアピールしてまいりたいと考えております。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 答弁頂きました。それでここからちょっとじっくりといいますか3番目に質問を移らせてもらいます。町のほうでは中心市街地活性化整備事業、先立っても、何て言うんすかね。検討委員会開催されて、それでこれから、財源含めてしっかりと慎重にですね検討して進めていくと、町長にとって本当に大きな事業になるかと思えます。それで私もコンサルの提案書といいますかね、成果物を見ましたところ、ウォークブルというのがですね、やっぱりこう登場していました。全国各地でウォークブルの事業推進されてます。私も、9月に埼玉県朝霞市ですとか11月に熊谷市、またあと東京行ったときには、路上喫煙の関係ですね赤坂、池袋、新橋、渋谷センター街、遊びに行ってるわけじゃありません、ちゃんと視察してきてます。それでこのような形でいろいろ各所を見ていきながら、先立っての議員協議会においても、中心市街地活性化事業、ごみの問題が喫緊の課題であると、そのようなことですね、地元商工の方お住まいの方を含めてですね、やっぱりきちんとやっていかなきゃならない解決しなきゃならないとそのような認識でいることから質問させていただいております。それで、北海道の条例があるということですねちょっと古い条例なんですけれども、ちょうどその何ていうんすかねいろいろ調べると、平成12、3年頃に全国的にごみの問題のですね条例というのはつくられているようです。それで美瑛町においてはそれ北海道の条例があるから、なくても大丈夫だという風になっているのかもしれないんですけども、道内です、調べたらやっぱり40団体ぐらいの市町村が個別の条例をつくっていると。先ほど観光税のやりとりの

中で、岐阜県の白川村ですか、出てきました白川郷あって美しい村にも加入してるところですけど、そこはですね、岐阜県の県条例もありながら、なおかつ村の条例があると。そりゃそうですよね、1,500人とかのところに200万人の観光客が来て、ごみ捨てに処分するとしたら、35キロ離れたとこだったかな、高山市かどっか、そちらのほうまで持ってって処分しなきゃならないと。本当にごみの持ち帰りをしたらいいのかだとかっていうところで、その処分に対しての経費もすごいと。オーバーツーリズムとかですね、本当に観光公害というような感じで、地元の方も苦慮されていると。そん中で古いこちらの白川村も古い条例ではあるんですけども、しっかり設けて機能していると、そのようなことで条例があるからね、解決できるということではないかと思うんですけども、ただ白川村の条例の中にですね一つ、19条だったかな、要はですね、村長があらゆる法規を使う、法規っていうのは法律、規則だとかを使って解決に取り組むんだと、そういうような文章を入れてですね。それで白川村はごみ問題取り組んでいると。そんなこともあります。それで私さっき実際に見に行ったところの埼玉県朝霞市、埼玉県の県条例もある中で、朝霞市ではですね、ポイ捨て条例のポイ捨ての防止に関する条例と、あと路上喫煙の防止に関する条例と2つですね、やっています。それ朝霞市ウォーカブルだって自転車も借りたりしながらいろいろ散策して、やっぱり町きれいですね。そういう風にやってるから、駅のやはり西口と東口だったかな、もう両方きれいになってますし、やはりそういうことで何ていうかな、市民の方も認識している。観光客っていうそれほどいなくなっただけですけども、歩いている方も認識していると。路上に、路上についていうかな、路面にたばこの禁止エリアです。ってそういう明記もしてますから、恐らくそういうのがね、浸透してるんじゃないかなと思います。高崎市に行きますと、高崎市はですね、群馬県の県条例があるけど、高崎、条例ないんですよ。そして、駅新幹線降りたらすぐたばこ吸えるっていう駅で有名らしくて、両側の駅の両側に喫煙所があると。そして、歩きたばこもOKみたいな感じのところがあるから、地元の人からしてみたら、相当ですね、ちょっとこのままでは、まずいんじゃないのかというようなことで、市に対しても意見はしているんですけども、高崎市としては、県条例があるから、それに従ってやっていきますというその答えなんで、ただ美瑛町もですね私、条例があるなし、条例がなかったとしても、きちんと解決できるようなことを、今から中心市街地の活性化やっていくんだしたら、しっかりとですね、その辺考えていかないと、これから観光客もどんどん増えるかもしれないですし、文化が違うんでね。やっぱりそれで吸っても当たり前だとか捨ててもいいという風になっちゃうと、やっぱり本当に観光公害がどんどんひどくなっていくとそんな懸念もあります。その辺りですね、町の条例はなくてもいいんですけども、しっかり取り組んでいく姿勢をですね、白川村の村長さんの白川村の条例後で町長見ていただきたいと思うんですけども、しっかりとですね、取り組んで頂きたい。どのように取り組むか、改めてになりますけれども、考え伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ご指摘のとおりでございまして、ごみポイ捨ての問題。特に、町内全域いろんな問題ありますけれども、特に市街地部分におけるごみポイ捨てへの問題というのは喫緊の課題であると認識しております。ご紹介頂きましたとおり、中心市街地の活性化に向けた今検討を鋭意進めているところでございますけれども、その中で、町民の方、事業者の方、商工関係者の方の様々な方からご意見を伺っておりますけれども、やはり1番喫緊の要望として、要望といたしますか、これ課題だよというところは、ごみポイ捨て、それとトイレのところでございます。それを受けまして、まず1点、条例の部分につきましては、考え違うぞと言われたらまたご指摘頂ければですけど、北海道の条例、空き缶等となっておりますけれども、ご存じのとおりたばこのポイ捨ても対象となっておりますし、罰金過料2万円という罰則もございます。理念条例ではなくて強い内容を持っている条例でございまして、今現にあるこの条例を最大限活用させていただきたいと思っております。それぞれの町で定めている、実際あるのも、存じておりますけれども、一方でほかの町でも、ポイ捨て禁止は北海道のルールで、北海道にこういう条例がありますということを分かりやすく発信している自治体もありますので、美瑛町といたしましてもまず、北海道に入られたらこの条例適用されますと、いうことを、力強く、条例の意味ではアピールをもっと分かりやすく、表明してまいりたいと思っております。恐らく、じゃあ効力あるものは何なんだというところだと思っております。その部分につきましては市街地中心市街地の活性化の中で議論をさらに深めさせていただきたいと思っております。今までの観光地の在り方として、ごみ箱は置かないと、ごみは持ち帰ってもらうというのが、観光の在り方でございましたけれども、私もそう理解してました。だけれども、近年の習慣も違う、インバウンドの観光客の方が増えている現状の中で、その考えではもうちょっと生き詰まってしまうのではないかと現状が美瑛で起きているという風にも受け止めております。つまり、適切なごみステーション、ごみ箱を設置して、そこに捨ててもらう。あるいは喫煙につきましては、今ご指摘頂きましたけれども、喫煙スペースを設けたほうがもしかしたら、ルールを守ってもらえるのかなというような考えもございます。逆の例も今ご提示頂いたところでございますけれども、これまでの考え方を改める中で、現に起きている課題を解決していく。そのことがどういう形が答えなのかというものを地域、また商店の皆様とお話を進めてまいりたいと思っております。一例を申しますと、現に事業者が商店街の事業者の方々の中から、自分の前のごみ箱設置をしてもいいよと協力するにはやぶさかではないよと。そのための条件はございますけれども、そういうような、ありがたいお話も頂いておりますので、より緊密に連携をとりながら、実のある実として、ポイ捨てがなくなるそういうまちづくりを、取組を進めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。簡潔にお願いいたします。

○6番(青田知史議員) ゾーニング大事かと思えますし、あと、町長、条例、道の条例を使うんでしたら、やはりですね、10条に環境美化促進地区の指定というのがございます。それで道内の3か所指定になっております。イタンキ浜と、函館西部地区と東芽室。美瑛町もですね、市中心市街地に限らず、観光地、青い池もそうかもしれないですし、郊外のね、いいところ、景観のいいところ、そういうところの指定を受ける。そんなことも考え方としてはありなのかなと思えますけれども、こういうような形で条例、有効に活用してはいかがでしょうか、町長のお考えを伺いたしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ご指摘のとおりでございます。道条例をいかに有効に使っていくかというところで、さらに現状のみならず、一步二歩進めることができますので、ご指導賜りながら、有効な施策につながるよう、取組を進めてまいりたいと考えます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。そうしましたら質問を変えまして、町有財産の利活用について伺います。こちら、答弁書のほうの(3)とですね、(3)と3つ目と4つ目、合わせてということなんですけれども、サウンディング。町長今回の新税の導入もそうなんですけれども、やはり聞くだけじゃなくても対話というのがですね、町民に求められてるのかなと。対応をしっかりやっていっていただきたい。町民の方との対話もそうですし、このサウンディング型市場調査っていうのは、旭川市なんかではですね、例えば新庁舎をつくるときに、売店のサウンディング、売店どうしたらいいでしょうか。営業時間含めてどういう風に考えたらいいか、民間の方をお願いして、あとレストランもそうだったみたいです。また、ちょっと離れますけど長沼町ではマオイオートゴルフ場、キャンプ場とゴルフ場の複合レジャー施設、あそこですね、サウンディングやっています。町としてはもうにっちもさっちもいなくなっ、何かしてくれっていうそのあれだと思ふんですけども、それから今度プロポーザルになると。それで今回西町の土地公募型プロポーザルでやりました。うまくね、そういう風に1社ですか、公募ってうまくつながったのかなと。それに対してはいいんですけれども、やはりこれからですねのようなものに対しても、憩町の2万4,000平方メートルの町営住宅の跡もそうかもしれないですけど、サウンディング必要になってくるんじゃないかなという風に思います。サウンディングがあって、次に、公募型プロポーザル、その前にはですね、間には、町民に対してこんなサウンディングで提案がありましたということをお知らせしていくと。その上で、プロ

ポーザルという風な流れ必要なのかなと思いますけど町長のお考えを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 正直に申しまして、大変不勉強でございまして、今回のご質問を頂くまでサウンディング型市場調査というものについて、全く深い認識はございませんでした。これまで、美瑛町、プロポーザル型はもちろんですけれども、事業者側から、こういうような内容できるこういうようなこともできるよと、こういう提案を受けながら、それ美瑛町の中ではどこに生かせるだろうかとかっていう、そういうような話の進め方はなかったわけではないんですけれども、今回はっきり制度としてこのサウンディング事例というものがあり、既に道内で各所でもう利用されているということも分かった次第でございます。より、急ぎ、勉強をいたしましても、非常に有効であると思っております。また、大きな土地、先ほど例として、憩町町営住宅跡地などという風にも答弁申し上げましたけれども、本当に広大な大きな土地の活用、町内だけの役場内だけで考えても限界がある中で、本当に民間の持っている知恵ですとか技術というものを、とのやりとりの中で何か物事決まってくるといった大変重要で、また有効であると思しますので、よりこの制度につきまして、研究を深めさせていただきたいと思します。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。これメリットとしてはですね、企業持ちなんですよ。コンサルだとか違って費用を一切かからないんです。やっぱりこうぼんと例えば憩町のね、ここで何かでき、何をしたらいいですかってご提案くださいってような形ですね、やっていくといいのかなと思います。それで、ちょっと私、別な町有地じゃないんですけれども、いろいろ企業の方が関心持ってるもんですから、先立って東京行ったときにですね、霞が関の企業、そこの企業の方もですね、サウンディングもそういう風に、町の遊休資産があったらサウンディングぜひ参加させてくださいと、そんな話もありました。資本金186億ぐらいの結構大きなね、不動産の企業です。そういうところもですね、関心を持っていただいている。ただ、やはりそこで提案がサウンディングで提案があったと町民の方がどう考えるかというのは、また別な次元の話ですのでね、サウンディングやった上には必ず町民に対して情報公開すると。その上で、例えば公募型プロポーザルという流れをつくっていくのが私、自治基本条例がある中での、やっぱり1番町民の方にとっても分かりやすく、公平、公正、透明化が保たれる遊休施設の処分になるのかなと考えておりますので、改めてそういう提案をですねこれからやっていく意志、不確かでも柔らかくてもいいですよ。まず参考にさせていただきます。東京のある企業の方は、我々は夢しか語れないかもしれないけどそれでよかったですぜひ提案さ

せてくださいってそういう話もありましたのでね。その辺り、有効に活用されてはいいのかな、これから活用されているのかなと思うんで、改めてになりますけれども、考えを伺いたい。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 実は先ほど答弁でも、申そうかな、お話ししようかなと思ったところなんですけれども、サウンディングの利点として民間事業者の理解の促進や参入意欲を向上が期待できる等々、様々メリットがございます。その中で、今、この制度勉強をしてるに当たって、まさにその点なんです。町民意見なんです。特に自治条例のある美瑛町におきましては、行政と事業者とのやりとりはきっと有効、スムーズに進むと思うんですけども、そこに町民意見をどのタイミングで、どこで入れて町民の皆様に諮っていくのかっていうところが、今サウンディング型市場調査の手引を見ていて勉強していても、美瑛町だとこれは必ず入れなきゃいけない過程だなという風に思っております。その部分は深く認識しておりますので、サウンディングのメリット有効性を十分活用しつつ、でも美瑛であればこそ、町民参加型、町民の皆様の合意、ご意見を聞いていかなければ、実現には進むことができませんので、その両立を図れるようなシステムをつくってまいりたいと考えております。そして、サウンディング様々のご意見を頂く企業さん本当に増えてきております。企業側からご提案を頂くことが多いので、それが一つ一つ個別にあるのではなくて、美瑛町サウンディングでこれからやります。その部分に参加してくださいというシステムをつくっていくことで、双方がこれも透明性を図れることができるかなと思いますので、有効に活用させていただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) それでは質問変えます。5番目、行財政改革の現状はということでこれ1番目に持ってこようかなと思ったんですけども、大事にとっておきました。それでもし仮にですね4億増やしたとすると、町長きっとまた町史に名前を残してですね、名誉町民なるんじゃないかなとそんなような印象を持っておりますけれども、先立って世界に誇る町に美瑛町観光地環境整備プロジェクトですか、ガバメントクラウドファンディング目標額250万に対して、694万円、700万ぐらいになってるかと思っておりますけれども、達成されたということで、まずおめでとうございます。これだけやっぱりこう理解、地域、社会をですね、理解をしていただいているのかなと観光地に対しての、美瑛町のオーバーツーリズムに対して理解を示していただいているのかなとそんな認識でもございます。しかしですね、新税導入に当たっては、やっぱり町民の理解と協力が不可欠であるという風なことは、言うまでもありません。それで、町長ですね、財政改革の一環として、やはりこれはもう私はですね、必要になってくるんだろうなという風に思っております。ちょうど昨年12月の議会で基礎的財政収支、プライマリー

バランスの話しました。それで当時11億9千何百万だったかな。令和3年度から令和4年度ですね、5,500万実はマイナスになってるんですよ。これは財務書類見てたら分かるんです。ただそういうのをですね、町民の方にも分かりやすくというか、伝えて漠然と公共施設総合管理計画がありました。それで、これからインフラの維持管理大変になってきます。540億の資産の中で道路、資産には載ってますよね。道路橋梁全部資産に載ってるけども、これから維持管理してたら金がかかってきますから、ただそのプライマリーバランスと維持管理費、双方眺めたらですね、職員の方多分、半分以上は大丈夫なのかなという風に思ってるかと思います。その辺りのところ町民もそれを共有する意味で、やっぱり分かりやすく説明することが必要なのかなという風に思ってるんです。それでプライマリーバランスがマイナス5,500万ということは11億だから多分20年ぐらい今の調子でいくと、赤字になってくる可能性が出てきますよね。去年の今頃は足腰が強いんじゃないかって言ったんだけども、マイナス、ちょうど3年から4年にかけてマイナスになったんで、やっぱりなかなか大変だと。だから目的税にするよりも財布としてね、一般普通税にするっていうのは理解できますので、その辺りですね、行税制改革の一環としてやるのであれば、どのようなスケジュール感で臨むのか、しっかりとですね、町民に対してコミットメントするべきだと思うんですよ。この場でも結構ですけどもね。まだ税条例は出てないけれども、提案書ができて可及的速やかになって文言も入ってるぐらいのあれですから、私はですねプライマリーバランスがマイナスの5,500万、それが今後どうなるか分からないけれども、やはりその財政を考えたところでやっぱり財政改革の一環としては必要だという風に認識してますので、丁寧な説明と、やっぱり対話は繰り返し広げた上で、町長のあと政治的な判断でコミットメントしていただけるかどうか、それでやるのであればいつね、タイミングとしてどのように進めていくのか、お聞かせ頂きたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 財政改革につきましては、今回定例会の中でご質問、何人かの方に頂いております。本当に重要なテーマでございまして、その前提としては、美瑛町の現状について、町民の方に知っていただく、ご理解を頂くということがまず全てのスタートになるということは議員ご指摘のとおりであると考えております。で、公共施設等総合管理計画などなど、様々なデータとしては把握をし、またそれも公開してますけども、より分かりやすい形でということについて、さらに力を込めてまいりたいと思っております。この財政につきましては、いわゆる健全化法に基づきます健全化比率を見てると、財政再建団体に転落するのかというような観点から見れば全くもって大丈夫なのが今の美瑛町の財政状況でございます。しかし、これから本当にやるべきことをやりたいことをやっていく中では、これまでの現在の行財政の在り

方では限界が来る、その危機感をもって早め早めに手を打っていかうというところでございます。先ほど白石議員さんとのやりとりの中でもありましたけれども、新税、宿泊税、駐車場利用税につきましても、まず支出がこれだけあるんだ、入込者数によってこれだけのものの支出が生じているということも、お知らせし、であるからこそ、町のため、観光のためでもありますし、町のため町民サービスの向上のためにも、新たな財源措置が必要であるんですということを丁寧に丁寧に説明をさせていただきたいと思います。新税をめぐっては、いろんな角度からの観光振興ですとか、オーバーツーリズム対策でいろんな見方ができますけれども、そのうちの大事な柱の一つは、ご指摘頂いてる、財政の中から、新たな財源をぜひ生み出させていきたいというところの姿勢をより丁寧に、また、その前提である美瑛の今の財政状況について、ホームページ等広報等を通じて、より丁寧に分かりやすく、お伝えをしていきたいと思っております。時期的なものというのは、新税についての時期的なものであると理解してお話をしますと、現在の予定でいきますと、今、条例新税の制定する条例案を策定をして、明日、議員協議会の中でご説明をさせていただき、そのあと、町民の皆様とのパブコメあと説明会、ご議論の会、意見交換会などを経て、来年3月の議会でご提案できれば1番いいなというタイムスケジュールを考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。本当にね、新税の導入、40%増えるということになるのかなという風に思います。それ本当に町にとってもありがたい。ただ、行財政改革ですね、本当に最後の質問にあるように、町民に痛みが伴うことがないのかってこれ多分答えづらいとは思ったんですけども、逆にちょっと言い方変えますとね、長期的に持続可能で効果的な財政運営を可能とするために改革をすることで、一部のサービスにおいては、これ見直しであるとか、調整が必要となる場合はありますかという風にですね、ちょっと変えさせていただいて最後にお聞きしたいんですけども。一部のサービス、住民サービスについて見直しだとか、その調整が必要となる場合当然出てくると思うんですよね。札幌市では敬老パスがちょっと削減になったとかそういうのもあります。やっぱり経常費用がですね、どんどん高止まりしてってる。そして税収はそれほど増えない。だからやっぱりプライマリーバランスがマイナスになるっていうことに私はなるとお思いますのでね、やっぱり痛みを伴わないというか、ちょっと一部修正しましたけども、見直しだとか、そういうことがあるとやっぱりこれも町民としてきちんと示していかなきゃならないと思いますので、その辺りのお考えを聞きたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 全てがバラ色の未来を描けるものとは思ってございません。当然、財政、行財政改革進める中では、今ある事業制度も見直していかなければならない当然のことであると考えております。経常経費の比率につきましては、健全化比率じゃないですけど経常経費率は上がっているのはご存じのとおりでございます、どんどん財政が硬直化してきている。その中で、税収のほうは今後大きくは見込めない中でどうしていくのかとなると、既存事業の見直しというものはやはり、もう手をつけていかなければならないと思っております。でありますけれども、なるべくもちろん町民の方の痛みご負担にはならないように努めていくのは、ベースのところにあると思っております。の中で、例えば、利用料ですとかの部分について、今のままでは将来的に維持できない、インフラ、ハード面が維持できません。その部分について、お願いしたいというところが、もしかしたら出てくるかもしれません。また、今、財政の中で大きな比重になってきているのは扶助費のところでございます。扶助費につきましても、当然、高齢化進んでサービスは手厚くしている中でそうなっているんですけども、その中でも見直しを図っていかないと全体財政全体を圧迫している要因になっているのは間違いない面もございまして、でありますので、ただ金目だけで削減する、なくすではなくて、そのサービスが適切は有効に機能しているのかどうかやはり事業の成果をきっちり判断する中で、この事業の役割は終えられた、達成したというものについては事業は削っていく。そうしていくと、その事業を受けていた方にとっては、今までのサービスなくなってしまったじゃないかというような、不利益感というのは出てくるものも今後生じてくると思っております。ただ、それにつきましては、持続可能な財政をこれからも続けていくために必要なことであると、いうことをご理解頂くように丁寧に分かりやすく説明を尽くしてまいりたいと考えております。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） これで6番議員の質問を終わります。

次に、11番、谷本憲一議員。

（「はい」の声）

11番、谷本議員。

（11番 谷本 憲一議員 登壇）

○11番（谷本憲一議員） 番号11番、谷本憲一。質問方式、時間制限方式。質問事項1、日本型直接支払制度の今後のあり方について、質問の要旨、本町においては、平成12年度から、急勾配など条件不利な農地での、農業生産活動の継続を目指し、中山間地域等直接支払制度に取り組んでいます。

また、平成27年度からは、水路の泥上げや補修、農道の維持管理など地域において共同活動の取り組みを行う、多面的機能支払交付金制度を実施しています。

これらについては、平成27年度から法律に基づく日本型直接支払制度となったことから、

安定した国の財源が確保されているものと考えます。しかしながら近年の燃料や資材費等の高騰など社会情勢が変化している中で、交付金単価の見直しが行われていないのが現状です。この現状から、果たしてこれら交付金事業の効果が、生産者に十分届いているのか疑問を感じています。

そこで、町長に以下の3点について伺います。

(1) 令和7年度以降の中山間事業の継続について。

(2) 国や道、関係機関に対し、交付金単価の見直しについて、近隣市町村とともに要請していく考えは。

(3) 中山間地域等直接支払制度における農業振興策の見直しについて。

質問の相手町長です。

2、農業予算補助事業の今後の取り組みについて。本町の基幹産業である農業の生産現場においては、資材費等の高騰、人手不足などにより非常に厳しい状況が継続しています。農業機械についても高騰が顕著であり、購入に当たっては国の補助事業活用が必要不可欠です。

補助事業採択までのスケジュールの関係から、補助申請への準備期間が短いこと、申請要件が多岐にわたり、ポイント制となっていることなどにより申請が難しい状況にあります。

また、過去に実施した補助事業における計画目標の達成に至らず、類似する補助事業に手上げ出来ないという現状もあります。

農業機械については、現在、自動操舵などのスマート農業機械が大半を占め、その性能も日進月歩の速さで進むこととあわせて、価格も比例して上昇しています。

以上のことを踏まえ、町長に以下の2点について伺います。

(1) 農業機械補助事業メニューの周知をどのように進めるのか。

(2) 産地パワーアップ事業等を活用した、スマート農業機械導入に係る推進体制について。

質問の相手町長です。

○議長（野村祐司議員） 11番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 11番、谷本議員さんからの2項目にわたりますご質問に答弁を申し上げます。まず、質問事項1点目、日本型直接支払い制度の今後の在り方についてお答えいたします。本町におきましては、現在、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金制度の両直接支払制度を活用し、地域での農業振興や環境の保全に取り組んでおります。これらの直接支払制度では、それぞれ事業対象や実施内容が規定されており、その範囲の中で本町として必要な事業、地域として適した活動等を実施するなど、全町的な取組を進めているところで

す。

1点目につきましては、現在、中山間地域等直接支払制度が第5期対策期間、多面的機能支払交付金制度が第2期対策期間となっており、いずれの制度とも令和6年度が期間の最終年度であり、令和7年度より新たな対策期間となりますが、今後におきましても、本町の農業振興、環境保全のため、有効な活用を図ってまいりたいと考えております。

2点目につきましては、議員御指摘のとおり、燃料や生産資材の高騰など、農業経営の環境が厳しく変化していく中でありますので、周辺市町村とも連携し、交付金単価の見直しを含め、国や北海道に対して、本町の農業振興のために必要な要請を行ってまいりたいと考えております。

3点目につきましては、先に述べましたとおり、令和7年度より両直接支払制度とも新たな対策期間となりますので、生産者や各関係機関と協力し、事業内容を精査した上で必要な見直しを行い、より有効な活用が図られるよう進めてまいりたいと考えております。

質問事項2点目の農業予算補助事業の今後の取り組みについてお答えをいたします。現在の農業生産活動におきましては、農業機械の活用や倉庫・ハウス等の生産設備の整備は必要不可欠な状況であると考えますが、燃料費や生産資材と同様に、機械購入や設備整備の費用も高騰していると認識しております。農業経営の安定化のために必要となる支援策につきましては、町の財源も限られていることから、国や北海道の補助事業の活用が必要と考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、各補助事業の申請要件が多岐に渡るとともに、本町生産者の条件に合致しないケースも多く、申請することすら難しい状況があると考えております。

1点目につきましては、本年、食料・農業・農村基本法が改正され、今後新たな施策が推進されることが予想されます。国や北海道からの情報を的確に収集、把握し、具体的な補助メニュー等を農協等の関係機関と協力して生産者に周知するとともに、町ホームページ等を活用し、生産者が情報を直接得られるような仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

2点目につきましては、スマート農業の推進や機械の導入は、今後の農業経営に対して重要な要素となっていくと考えることから、町全体の取組として推進体制を強化し、補助事業活用のための全体計画を作成する必要があると考えておりますので、各関係機関や団体と協力、連携して進めてまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 11番議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

11番、谷本憲一議員。

○11番（谷本憲一議員） 11番、谷本です。答弁を頂きました。それでは一つ目の項目の質問をさせていただきます。まず1番目の平成7年度以降も町の中山間事業の継続について、継続をすと言頂いて頂きまして本当にありがとうございました。中山間地域等直接支払制度は、

生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、多くの生産者が交付金を受け取られています。農業、農林水産省が発表した令和5年度の農業生産指数は、令和2年度を100とした場合、農産物108.6、生産資材121.3、肥料147と、いろいろなものが高騰をしております。また美瑛町も平成12年度からこの制度が始まり、5期25年間、美瑛町の財源の中、農業振興等に4分の1の負担を頂いております。ですが、社会情勢の中、交付金の単価の見直しを何とかしていただきたいと思っておりますけれども、それについて伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 中山間事業この直接支払金制度につきましては、ご指摘のとおり、町としても大変有効に活用させていただきまして、地域農業の発展振興のための財源として使わせていただいているところでございます。国の制度でございまして、町でこの内容の単価設定などにつきまして、できかねる部分もあるものご理解頂いていると思っております。先ほど答弁をさせていただきましたとおり、この制度がより地域住民、地域農家生産者のために、使い勝手がよく、実態に即した制度になりますよう、町だけではなかなか力も及ばないところもございまして、近隣市町村とともに力を合わせながら、国に対して、さらなる中山間事業の充実について要望要請活動を重ねてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 11番、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) 11番、谷本です。答弁を頂きました。私も町単独ではなかなかこの予算の見直し等できないと思っておりますので、答弁のほう重複はしますけれども、近隣市町村と連携をとってですね、国や道に要請をしていただきたいと思いますと思っております。そこら辺のほど、お願いをいたしたいと思っております。それでは。

○議長(野村祐司議員) 答弁します。

(「はい」の声)

角和町長。

○町長(角和浩幸君) 改めての決意表明でございまして、基幹産業であります農業の振興のために資するものでございます。近隣の市町村仲間たちと力を合わせながら、国・道に対して実情を訴え、充実改善を呼びかけてまいりたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 11番、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) 11番、谷本です。答弁を頂きました。それでは、次の質問にさせていただきます。美瑛町の中山間事業の電牧支援事業について質問をさせていただきます。この事業は、令和5年度より、多面的交付金へ移行しましたが、予算も当初から変わらず、近年

の鳥獣被害等を考え、生産者は、電牧の線の段数を増やしたり、ポールも太くしています。それに伴い、基本セットの単価も上昇し、事業の補助率も薄まると考えています。また、先日、地域の要望事項の鳥獣被害対策等について、国のその中でですね、国の事業で3戸以上の生産者の申請で受けられる補助事業があるとお聞きしました。そこで、電牧の支援事業予算の拡充、また、国の補助事業の周知について伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 鳥獣被害対策につきましては、今電牧ご指摘頂きました電牧による対策を含めまして、今行っていないもの、こういう有効なものもあるよというお声を頂いているところでございます。その中で、今美瑛町といたしまして鳥獣被害対策といたしましては、これまでどおりの電牧によるものを中心として据えて対策を講じさせていただきたいと考えております。これにつきましては、農協さん関係団体の皆様等の協議の中でも、ほかの手段よりはまず、まだ全ての電牧の希望者に対する配置、配備が終わっていないので、ここを優先をしてやっていこうというところで合意を見ているところでございます。その上で事業規模につきましては、それぞれ中山間から多面の中でほかの事業についても必要性があつて予算配分をしているわけですが、総額が決められた中で、この部分を手厚くしようというお声が強いようでありましたら、組み替える中でこの財源を厚くしていくということはもちろんやぶさかではございません。また、3戸以上の補助であれば補助事業があるということにつきましても、私もこの間伺いまして、そういう事業知らない生産者の方もいらっしゃるということがあるよということを聞かされておりますので、有利な事業、活用しやすい事業につきましては、町として把握次第、生産者の皆様にお伝えしていくということ。これまで以上に強めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○町長(角和浩幸君) 11番、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) 11番、谷本です。本当にこの電牧はですね、1区画を囲うと囲っていないところに鹿、本当に利口なんで行くんですよね。また、そこでまた大きな被害を出すということで、本当に毎年注文されて皆さんやってるわけですが、またそれに伴ってですね、消耗部品等も更新、毎年していかなければならないところもたくさんあります。電牧の線ですとか、取付けのフックとか、またバッテリーとか、いろんななかなか3、4年すれば、更新していかないものもたくさんあると思います。そんな中でですね、本当に予算は、中山間事業のいろんな予算の中限られてるとは思いますけれども、やっぱりこの電牧事業というのはですね、重要項目の一つだと思っておりますので、どうか今後とも、重要な部分として考えていただきながら、予算を続けていただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 年々鳥獣被害が増えていく中で、いかに基幹産業である農業を守っていくかという観点から、この電牧の有効性というものにつきまして、生産者でもいらっしゃる、谷本議員から貴重なご意見を賜りました。電牧の効果、もちろんこれまでも把握をしているところがございますけれども、今、生の声として効果があるんだ、有効なんだというところをお伝え頂きましたので、私たちも、鳥獣被害対策の中心にこれまでどおりこの電牧への支援をそれとまた、それ以外の効果あるものも、検証をしながらでございますけれども、今有効に機能している電牧につきましては、引き続きご支援をさせていただきたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 11番、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) 答弁を頂きました。それでは続いてもう一つの中山間事業について質問をさせていただきます。本年度の中山間の事業の中の新規事業として、スマート農業支援事業、内容的には、AIシステムによる圃場管理、作物の生育マップ、肥培管理等の利用料の助成事業というものがあります。このシステムはサルビオというシステムでして、衛星画像などから解析したマップ機能を、生育や圃場の状況を色分けで確認するシステムになっております。例えばですね、一つの圃場の中で、生育の普通のところは黄色、良いところはオレンジ、劣っているところは青と。こう色が分けられまして、例えば麦の肥料、暑い日を例にとりますと、可変施肥システム、セクションコントロールのついた散布機で散布をいたしますと、生育の良いところは薄く、劣るところは濃く散布ができるということで、最終的には収量の増収、資材等の削減につながるこのシステムとなっております。このシステムはですね今後、利用者が増えるシステムだと思っております。私たちはですね、美瑛町の中山間農業振興事業については、各作物への支援、鳥獣被害、土づくりの助成、緑肥の緑肥助成とこう部門では分かっているんですけども、より有効活用して農業経営に役立てられるよう、全体についての分かりやすい事業の案内をしていただきたいと思いますと思っておりますけれども、これについて伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 前段スマート農業につきましては今後ますます重要性を増していくものと考えておりますし、そこに対する支援策、支援を手厚くしていくというのは、これからの農業支援の在り方の道筋であると思っております。その中で、もう少し分かりやすく、全体像をということでございますので、お伝えの仕方、表現の仕方、またお知らせする媒体の在り方など、考えながら、より分かりやすく、皆様生産者の方々に役立てるような形を考えてまいりたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 11番、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) 答弁を頂きました。谷本です。本当にこの美瑛町単独でやっている振興事業、本当に項目をずっとこう見ていきますとですね、この項目も自分もちょっと該当するんじゃないかなといろいろ見るわけですけども、これ本当に、協議会の方ぐらいしか見る機会がないと思うんですね。普段生産者はなかなか、そういう項目を見ながら、なんかあるかなということはないかな探せないの、本当にこういうのを公に案内、分かりやすくですね、案内をしていただきたいと思います。お願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 改めてでございますけれども、例えばスマート農業だったら、美瑛町スマート農業推進協議会がございましてその中で、最新技術ですとか検証しながら、対策についても話し合ったりしております。で、そのメンバーの中であれば、共有している情報であろうかなと思いますけどそれを、その場にとどめることなく、全ての美瑛町の実産者の皆様に、お知らせをするということは当然の務めであると思いますので、改めてでございますけれども、その広報、情報の発信の仕方を徹底してまいりたいと考えます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 11番、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) 答弁を頂きました。それでは2問目に移らせていただきたいんですけども、いいですか。まだ、やらしてもらっていいですかね。

○議長(野村祐司議員) 時間が中途半端なんで、すみませんが、ここで休憩をいたします。この2番目にあつては、午後からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、午後1時まで休憩といたします。よろしくお願ひいたします。

休憩宣言(午前11時50分)

再開宣言(午後1時00分)

○議長(野村祐司議員) 休憩前に続き、会議を再開いたします。

午前中続いて、11番谷本議員の再質問を認めます。

(「はい」の声)

11番、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) 11番、谷本です。それでは第2問目の再質問をさせていただきます。今年も先週、農林課のほうから、農業機械等の補助事業の案内がありました。農林水産省のホームページを見ていると、共通申請サービス、eMAFFが始まりました。という案内がありました。自宅のパソコン、スマホから申請や届出ができ、行政機関においても、審査結

果の通知をオンラインで行えるようになっており、負担の軽減や効率化が図られると思いますが、美瑛町としても、このようなシステムを取り入れていく考えはあるのでしょうか。伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) いいですか。角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今ご指摘頂きました農林水産省共通申請サービス、eMAFFでございます。ご指摘のように、生産者の方自らが自分のパソコン等で情報を収集しそのパソコン上から申請でき、一元的にできるという非常にすぐれたサービスとなっております。分かりやすく使いやすく思っているところでございます。ぜひとも活用していきたいんですけども、正直なところ、美瑛町役場もここに登録しなければいけないという前段の手続きが必要になってきております。で、美瑛町役場として試験的にちょっと試そうとしたことはございますけれども、正式にこのサービスに登録しているわけではございませんので、早急に登録をさせていただきます。そうしますと、役場経由の申請等につきまして生産者の皆様、利便性を高めることができますので、せっかくあるサービスでございますので、利用できるように、早急に努めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 11番、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) 11番、谷本です。答弁を頂きました。このシステム本当に文書を読んでいるとですね、すごく簡素な関係を自分は感じております。そんな形で、町にもそういうシステムを導入していただきたいと思っておりますけれども、この申請のシステムがですね、登録ですか、登録のシステムが便利なんですけれども、非常にこう複雑でですね、私もそうなんですけれども不慣れな人もいると思うんですよね、この登録に関して。それで、いろんなサポート体制も必要だと思いますけれども、そこら辺の考えを伺います。お願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 農水省の案内によりますと、自宅のパソコンスマホから申請、簡単にできますというような案内がございますけれども、不慣れな方々も当然いらっしゃると思います。この活用頂きますと、恐らく農水省が実施している事業全てが分かるし、その自分に該当するものがこれ使いたいなというところに申請できるシステムになってまいります。非常に生産者の側としては、有益なサービスでございますので、ぜひ皆様にお使い頂きたいので難しいということございまして、分かりやすくサポートしてほしいということございましたら、例えば説明会ですとか、また、農林課のほうでサポートするなど適宜1番ふさわしい形でご支援をさせていただきたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 11番、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) 是非このサポートのほうもよろしくお願ひしたいと思っております。それでは、次の質問に移らせていただきます。まず1点目です。1点目の質問ですけれども、これ本当に答弁と重なるところもあるんですけども、補助事業メニューの情報を生産者に分かりやすく得られるような本当に仕組みづくりをしていただきたいと思いますと思っております。具体的にはどのような形になるのか分かりませんが、何とかお願ひ、仕組みづくりをつくっていただきたいと思いますと思っております。そこのところを伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 先ほども谷本議員さんからご指摘頂きましたけども、もう本当に生産者の方ご存じ、つい先日も機械に対する案内が生産者の皆様の方に届いたところでございます。これまでどおり、役場からあるいは農協さん経由で、様々そのときに使える有利であろうと思われる補助事業につきましてはご案内をいたしているところでございますけれども、より、ご案内を徹底をしまいたいと思います。また、全ての方が対象にならないで、特定の方には使えるというような補助事業もメニューもあろうかと思っております。そこにつきましては全員の方にお知らせするということが効率的ではないので、どのようにお伝えするのかという課題はあろうかと思っておりますけれども、生産者の皆様方がご負担が少なくなる、様々な補助事業メニューにつきまして速やかに皆様にお伝えしてまいることを引き続き取り進めてまいりたいと思っております。先ほどの話と重なってその意味でもこのeMAFF制度というのは非常に有効であると思っておりますので、これからの農業の補助申請に対する大きな武器、柱になると思っておりますので、まず、こちらの導入を早急に進めてまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 11番、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) 11番、谷本です。それでは次の質問を伺わせていただきます。スマート農業関係で質問をさせていただきます。12月2日の農業新聞の記事からですね、農家戸数の減少に伴い、一戸当たりの面積が増え、人手不足が進む中、機械のオペレーター不足も深刻化をしています。その課題解決の一助として、JA帯広川西農協では、帯広畜産大学と農機メーカーなどと共同で、総務省の事業を活用し、農業機械の無人同時作業の実証実験を始めています。作業内容については、ジャガイモの収穫作業、そしてそのあとの秋まき小麦の播種までの工程により4台のトラクターによる作業の実証実験をしております。美瑛町としても、関係機関と連携をとって、丘のまちびえいの起伏の富んだ農地を利用した試験をはじめ、近い将来実用化になればスムーズに移行できると思っておりますが、その考えがあるのか、よろしければ

伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 後ほどの議論にも出てくるのかもしれませんが、農業を支える担い手への数が減ってきております。そういう中でこの美瑛町の農地を生産者の方で担っていただいているわけございまして、これからの美瑛町の農業を考えたときに、担い手不足を補いつつ、耕作面積を維持し発展させていくという中におきましては、スマート農業の普及というものは欠かせないものであると思っております。美瑛町におきましては美瑛町スマート農業推進協議会を令和3年に設立をさせていただきまして、これまで勉強会ですとかRTKの基地局設置関係などもそうですけれども、様々な取組を進めているところでございます。過去には自動操舵トラクターの実演会を農機具メーカーさんとともに行ったこともございます。

また、スマート農業機器使用に係る通信環境の実証ということで、まあWi-Fiなんですから、Wi-Fiの通じてない、届きにくい地域において、Wi-Fiを使った利用ができないかということも、民間事業者さんとともにこれは令和5年に実証実験で行っているところでございます。様々な実証実験を行いつつ、美瑛ならではの特性のある農地、起伏に富んだ土地でございますので、この美瑛で使い勝手のいい、スマート農業の技術の普及についてさらに取組を進めていきたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 11番、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) 11番、谷本です。答弁を頂きました。それに関連してもう一つ質問をさせていただきます。昨年の6月の定例会において一般質問のスマート農業推進農業の推進と題し、質問をさせていただきました。質問の中で、通信不感地帯の課題については、通信不感地帯等の把握に努め、情報通信環境の整備を、整備の検討を進める。また再質問の中では、そこに人が住んでいないので難しいが営農を営んでいるのは事実であり、重要だと答弁を頂きました。それから1年半がたち、美瑛町として、関係機関への働きかけ、また対策等について考えを伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 先ほど申しましたスマート農業機器に関わる通信環境の実証も、そういう観点から行われたものでございます。Wi-Fiを細かく設定して電波が届かそうというところの取組でございましたけれども、内容がそれを実装するとすると非常に高額なものになってしまうという課題がございました。それと畑作地帯、人が住んでいないけれど畑があるというところで、基地局がなかなか設置が難しい。キャリアとの交渉の中でも、課題があるという

のは、引き続きそのとおりでございます。その中で農水省が持っている事業の中で、何とか通信環境を整えるという事業もございますので、そこにつきまして農水省と事業内容、話を聞きに行ったこともございます。で、その事業のっていくには手順を踏んでいかなければいけないというところがあってすぐにはならないんですけども、美瑛町の電波の不感地帯におきましても、スマート農業推進のためには必要でございますのでそういう観点から、農水省との協議ですとか、取組を具体的に進めていく作業を早めてまいりたいと思います。

(「なし」の声)

○議長(野村祐司議員) 11番議員、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) 11番、谷本です。答弁を頂きました。本当に先ほどの質問とも関連するんですけども、十勝地方のほうではこういう大きな事業を今、実践、実験を進めているところなんですけれども、本当に今このシステムが完成して、実働になったとしてもですね、やはりどんな良いシステムでもですね、いい機械をそろえてもですね、通信環境が整わなければ正確な作業ができないのが現状だと思っております。それを踏まえてですね、再度美瑛町のこの通信環境の見直しをもう1回進めていただきたいなと思っております。本当に今例を挙げて自動操舵システムなんですけれども、衛星から受けた電波だけではやっぱり誤差が5、60センチ、あるんですよ。それを今度ホクレンのRTK基地局に今あるスマートフォンとかの端末で補助電波を補助の電波を受信して誤差2、3センチのとこまで持ってきてるわけなんですけれども、やはりこれぐらいの誤差でないやっぱり正確な作業ができないということで、本当に先ほども言いましたように、高価な機械でも、電波を受信しなければ正確な作業ができないということで、何とか、美瑛町も、農家人口減っていく中でですね、いろんな機械化に頼るところもたくさんあると思いますけれども、通信環境の見直しを再度お願いしたいと思っておりますけれども、そのところを伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) スマート農業をめぐるましては、スマート農業技術活用促進法が定められてより生産者の方々がスマート農業技術を活用しやすい環境が整ってきております。ぜひとも先ほど申したとおり美瑛町の中でも、大変大切な技術であると思っておりますので、生産者の方々の利用促進が進むよう、環境を整えることに力を尽くしてまいりたいと考えております。電波につきましては、重ねてご指摘を頂きまして私どももその重要性について認識をしているところでございます。いろいろな機械器具あっても、電波が使わない、使えなければ、何も役に立たないというところがスマート農業でございますので、その観点から、さらに、携帯キャリア会社、また、支援策としての農水省の事業の活用など、様々な各関係団体機関にお声かけをさせていただき、美瑛町農業の実情をお伝えをさせていただき、1日も早く不感地帯

の解消が実現できるよう、取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 11番、谷本議員。

○11番(谷本憲一議員) 11番、谷本です。答弁を頂きました。本当にこのスマート農業、自動操舵等のシステムはですね、町の単独での事業である未来につなぐ農業支援事業、その中でもですね、毎年、何人かの方が該当して、その機械をつけられて農作業を当たっております。年々こうそういう機械をつけて作業する方が増えていく中でですね、やはりその現場の生産者の生の声をですね、聞いていただいて、それを吸い上げていただき、少しでも反映していただきたいと思っておりますので、これは最後の質問とさせていただきます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 美瑛町役場として生産者の皆様の本当の実体験に基づくお話を常にお伺いさせていただくということは当然のことでございますし、美瑛町スマート農業推進協議会、令和3年に設立して取組進めておりますけれども、この中での情報共有も図らせていただきますし、またこの協議会、設立して時間も経ってきているところでございますので、より実態を把握しやすい、また、より動きやすい取組が進みやすい組織の体系、体制というものも考えていかなければならない時期かなと思っております。スマート農業のみならず、農業全般に關しまして生産者の皆様が日々感じているところ、必要とするところに寄り添うさせていただく中で、美瑛町農業の発展のために、役場もサポートを支援体制を強化してまいりたいと考えております。

○議長(野村祐司議員) これで、11番、谷本議員の質問を終わります。

次に、10番、八木幹男議員。

(「はい」の声)

10番、八木議員。

(10番 八木 幹男議員 登壇)

○10番(八木幹男議員) 番号10番、八木幹男。質問方式、時間制限方式。質問事項1、議会に対する事案説明について。質問の要旨、11月の広報で持続可能な観光税・宿泊税の導入について、町民コメント募集の告知がなされています。更に、ホームページを見ていくと制度の概要・美瑛町観光振興の財源検討委員会、以下、検討委員会という。提言書が掲載され町民へコメントを求めています。

しかし、この時点で議会に対して制度の概要、提言書の説明はなく、議員が町民から町民コメントの内容を問われても、返答のしようがありません。議会軽視と言わざるを得ない状況にあります。

自治基本条例には、こう書かれています。(情報の共有)第6条、町民、議会及び行政は、情報の共有が町民主体の自治の実現の基本であることを認識するとともに、互いに町政に関する情報を伝え合い、共有します。更に、(議会の役割)第29条第3項、議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民にわかりやすく説明しなければなりません。このように明記されています。

また、大学や企業との包括連携協定締結においても、締結前に議会に対する説明があつてしるべきところ、締結後の説明になっている事例もあります。

今、行政・議会に求められているのは、意思決定に至るまでの経過説明であり、ここが重要と考えております。

そこで、次の2点に対する町長の考え方を伺います。

(1) 持続可能な観光税・宿泊税の経過説明が、なぜ議会に事前説明できなかったのか。

(2) 包括連携協定締結は、議決事件とはなっていませんが、対外との協定締結は重要なものであり、議会への事前説明は不可欠と考えますが、いかがでしょうか。

質問の相手町長です。

質問事項2、やりがいを持って働き続けられるような介護福祉人材への支援の仕組みづくりについて。質問の要旨、北海道新聞が行った、道内全179市町村を対象とする介護に関するアンケートで、望む介護を受けられず転出した住民がいる。このように回答した自治体は75市町村あり、その中に本町も入っているという報道がありました。

また、厚生労働省、以下、厚労省という。の推計では、介護を必要とする高齢者を支えるのに必要な人材は2040年度に272万人となり、57万人不足するこういう見通しか出されています。

介護の仕事は、きつい、汚い、危険を表す3K職場と言われ、介護の仕事には大変そう、給料が安そうといったマイナスイメージもあります。

視点を変えると、介護保険制度によって介護の社会化が進んでおりますが、家族が担う役割は依然大きく、厚労省の2022年の調査で、主な介護者は家族が6割近くを占める。こういったデータもあります。

介護の仕事を活かせる、輝ける、価値のある、ポジティブ3Kと捉えなおし、介護はキツイのイメージ転換となるような制度の再設計が必要と考えます。

そこで、事業所の介護職員を含め、介護する人に寄り添う制度作りについて町長の考えをお伺いいたします。

(1) 本町では、望む介護を受けられず転出した事例はどの程度あったのでしょうか。

(2) 農林業・商工業後継者の表彰制度はあるが、福祉部門の表彰制度を加えられないものなのでしょうか。

(3) 介護者を支える、栗山町のケアラー支援条例、愛知県新城市の福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例このような仕組みが必要なのではないのでしょうか。

質問の相手は町長です。以上よろしく願いをいたします。

○議長（野村祐司議員） 10番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 10番、八木議員さんからの2項目にわたります質問に対して、答弁を申し上げます。まず、質問事項1、議会に対する、事案説明について答弁を申し上げます。行政から議会への情報の共有は、住民の代表である議員により構成されている議会を通じて住民に情報を提供することでもあり、地方自治の基本的ルールであるとともに、町政運営における重要なプロセスであると認識しております。美瑛町自治基本条例は、改めてこの点を明文化したところであり、条例の精神にのっとり、適切な行政運営に努めてまいります。議会の果たす役割を十分に認識し、議決に至るまでの判断材料となる情報につきましては、適宜御提示しているところでありますが、議員協議会等の開催時期などにより時間差が生じることは、御理解賜りたくお願い申し上げます。

1点目につきましては、令和5年12月15日の議員協議会においては観光目的税（仮称）導入の検討について、令和6年9月13日の議員協議会においては観光振興財源の検討状況の経過について、それぞれ御説明してまいりました。その後、令和6年10月21日に観光振興の財源検討委員会から提言書が提出されたことから、直近である令和6年11月22日の議員協議会にて提言書の内容を御説明させていただきました。

町としましては、提言書に対するパブリックコメント、事業者懇談会及び町外者アンケートを実施し、その意見を参考に具体的な税制を構築の上、議会に対する御説明を予定しておりました。このことは、自治基本条例第13条に基づき、広く町民の意見等を求めたものであり、決して議회를軽視している訳ではないことを御理解いただきたいと思います。

2点目につきましては、昨年7月の株式会社セコマ、同8月の株式会社JEPLANとの包括連携協定締結時におきまして、事前説明がされていないとの御指摘をいただいたことを受けまして、以降現在まで進めてまいりました日産自動車株式会社、旭川日産自動車株式会社、室蘭工業大学、エア・ウォーター北海道株式会社との協定締結につきましては、締結前に議員協議会にて経緯や内容等について御説明させていただいており、今後におきましても同様に進めてまいります。

質問事項2点目の、やりがいを持って働き続けられるような介護福祉人材への支援の仕組み

づくりについて、お答えをいたします。町民が住み慣れたまちで安心して暮らし続けるためには、生活に欠くことのできない福祉サービスを確保し、充実させていくことが必要であり、同時に福祉サービスを担う福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくりが必要と考えます。

また、福祉従事者に限らず、家族介護者等、ケアラーと呼ばれる無償の介護者につきましても、社会から孤立することなく、生活や尊厳が守られるような地域社会の構築も重要と考えます。

議員御指摘のとおり、少子高齢化が進む中、全国的に見ても介護が必要な高齢者を支える介護福祉人材は慢性的に不足しており、深刻な課題となっております。高齢化率が39パーセントを超える本町におきましても、各介護事業所が人材確保に苦慮している現状を認識しているところであり、これまでも人材確保のための支援策を検討し実施してまいりました。

1点目につきましては、北海道新聞からのアンケートに対して、町内の介護施設が持ち合わせていない機能を求めて転出された方の事例を基に回答いたしました。例えば、夫婦部屋があるような施設を求めている方、医療的管理が24時間あるような施設を求めている方、認知症の悪化により専門的なケアを早期に必要とする方、身内の方が居住している市町村にある施設を選ぶ方などが事例として挙げられます。転出理由の全てを把握することはできませんが、先ほど申し上げました理由で転出された方の人数を令和3年度まで遡ると、夫婦部屋のある施設を選んで転出した方が8人、専門的な医療やケアが必要な方が13人、家族の近くの施設を選んだ方が4人の計25人となります。

2点目につきましては、他の職業も広く考えた場合、福祉事業の就業者のみを表彰制度に追加することは課題が多いと考えます。しかしながら、福祉従事者の仕事や活動がそれにふさわしい敬意と社会的評価を受け、志を持って従事できるような配慮や仕組みの必要性は感じており、今後検討してまいります。

3点目につきましては、日本ではいまだに、ケアは家族がするものという価値観が根深くあり、公的なサービスだけでは補えないケアは家族が担っている実態があります。家族介護を担うケアラーの方々の心身の不調や社会的孤立、就労や学業への影響、経済的不利益などが潜在化してしまうことが社会問題となっており、本年6月には、子ども・若者育成支援推進法の改正により、ヤングケアラーの支援について法整備されるなど、国でも支援の検討が進められております。議員御指摘の条例につきましては、介護者や福祉従事者等が抱える課題を顕在化、共有化し、人材確保を含めた様々な支援の仕組みづくりの方法の一つとして考えられますので、住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるまちづくりを進めるため、今後も国の法整備等の動向を注視し、先進事例の研究も含め、施策の検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 10番、八木議員の再質問を認めます。

(「はい」の声)

10番、八木。

○10番(八木幹男議員) 八木です。それでは再質問させていただきます。ただいま答弁を頂いた中では、美瑛町自治基本条例の精神にのっとり答弁をしているよと。回答してるよということではありますが、自治基本条例の大前提となるのは、二元代表制の間接民主主義であり、ここをおろそかにしていませんかといったこういった問いであります。また、議員協議会等の開催時期などにより時間差が生じていることを理解願いたいという答弁も頂いておりますが、町民へのパブリックコメント公表日が10月31日であり、このときに、観光振興の財源検討委員会の提言書が示されております。一方、議会への提言書が、説明が提言書の説明があったのは11月22日であり、約3週間ものずれがあります。この間に何か打つ手はあったんではないかなとこのような所感、主観を持っております。町民に対してパブリックコメントを求めるといった大きな課題に対して、議会への対応はこのような状況にあってはならないと。このようなことを考えております。今後もこのような考え方で進めていこうとしているのか、その辺のところの考え方を伺いたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 地方自治の根幹でございます、二元代表制制度。その二元代表制のもとで行政が進められるということの重要性といいますか、そこの基本のところについては十分認識をしているところでございます。個々の町民の皆様へのご説明は、それはそれで当然のことでございますけれども、町民の代表者でいらっしゃる議会議員の皆様方への対応の仕方、ご説明の仕方というものが、1番大切であるということは重々承知をしているところでございます。今回の事案につきまして、提言書のパブコメの時期と、議員協議会での説明の時期のずれでございますけれども、これは先ほど申し上げましたとおり、議員協議会を開催する日程がその時までなかったというところに尽きるわけございまして、それ以上、何ら他意があるわけではございません。

ただ、これ悩ましいのは、これまでも思ってきているんですけども、あるタイミングである事案が発生する、提言の提言書の提出もそうですし、また突発的な事案があるかもしれません。その時その時で、議会の皆様方にお知らせできればいいなと思うことは、これまでもあったわけでございますけれども、その事案一つ一つをもって議会議員の皆様方に招集を頂くということを、少しためらってしまうといいますか、そういう申し訳ないなというような思いもある中で、これまでどおりの議員協議会全員協議会の日程に沿った形で直近の事案については、ご説明をさせていただいてきたところでございます。ただ今回、このように、八木議員さんからのご指摘を受けまして、速やかにということございまして、議員の皆様にご参集頂く、招

集を頂く、その場の在り方について、これから一緒にご議論させて検討させていただくことは、当然やぶさかではございませんので、様々な考え方、ご意見をぜひ、ご提案頂ければと思うところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 10番、八木です。ここはやはりですね、1番困ったのはですね、町民へのパブリックコメントが出された時点で、町民から議会あるいは議員に対し議員に対して質問が来るわけですね、この答弁のしようがないという状況ができたということなんですね。ここが1番の問題かなと思っております。議会に対する説明責任、議決に対する説明責任は当然行政にも議会、議員にもあるわけですけれども、現在さらには町民から求められるのは、議決に至るまで至るまでのプロセス、過程説明。ここが今求められている最重要な時点ではないかなと思っております。ここをしっかりとやりましょうよというのが今回の目指すところであります。例えばですが、議員協議会に限らず、休会中でも常任委員会は動くことができるわけで状態にあるわけですから、ここを動かすであるとか、このようなことの動きもあってもいいのかなというようにも考えております。制度仕組みを改めなければならない部分もありますけれども、現状でも、町民と行政、議会のトライアングルの対話の中から解決策を見いだしていく、こういう仕組みづくりが必要なんだろうと考えております。議会軽視ではないかと言いましたが、要は議会ともっと対話しましょうよと、こういう提案であります。その辺のところにつきまして町長の考えをお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 議会の議員、議会議員の皆様とより一層対話を深めるということに関しましては、もちろん意義も何もございません。より一層の深い議論をさせていただきたいと存ずるところでございます。そして、プロセス、過程への説明というところでございますけれども、私も議会議員、務めさせていただいておりますので、分かりますけれども、結果議決の結果だけではなくてですね、そのいろいろな形がありますけど議決に至る、事業政策をつくる過程において、議会議員の皆様から、より声を頂き、一緒になって作り上げていくことができないかということは当時からもまた今も思っているところでございます。ただそこが、あまり密接にやり過ぎてしまうと、事前協議ですとか、様々な課題も出てくるところで、どのぐらいの距離感の中で共に建設的な前向きな議論ができるのかというところを、ぜひとも、議員の皆様からもご指導、また、ご提言頂いて望ましい形をつくらせていただきたいと思います。例えば、今回の件でございましたらパブリックコメントを町が求めた後の説明では、議員さんの皆様から町民の方から聞かれてもわからないぞという内容でございますので、例えばですけれ

ども、パブリックコメントを求めるような案件が出てきた場合、その時点で議員の皆様にお知らせをし、ご議論を頂くというとか、一定のルール作りをさせていただく中で、これまでの議員協議会全員協議会とは別の形で、議会議員の皆様にご招集頂く参集頂くような仕組みづくりについて共に考えさせていただきたいと存じますので、ご指導のほどまたよろしくお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。10番、八木です。それでは2点目のほうに移させていただきます、移らせていただきます。包括連携協定、こちら関係ですけれども、ここはやはり議決事件に入っていない状態なので、議決事件を議会で決めてくれたらどうですかと言われてたらそれで終わりだなと思ってたんですが、やはりこの大事なことに付きましては、議決事件に追加すればいいということではなくて、やはりこういったことを言われるのは当然なんです、自治基本条例を根拠に今回多く答弁を頂いておりますが、自治基本条例の中では町外の人々との連携強化協力これにつきましては、第10条、第10章のところに書かれておりますが、ちょっと簡潔過ぎるなと思っております。自治基本条例制定に際しましては、附帯決議を採決しております。そこでは、適時適切に条例の見直しを見直しに努めることを強く求めるとこのように締めくくっております。第10章に限らず、やはりこの自治基本条例、ほぼ2年以上経っていますんで、そろそろ内容についての議論が必要なのかなと、こんなことも思いまして、ちょっと超えてしまいましたけれども、ちょっとその辺の全体の流れとして、こういった考えもあるので、その辺のところの考えをお伺いしたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 附帯意見の中で常に、その運用状況ですとか、条例ふさわしいのかという見直しを図れというところのご意見を賜っていることは重々認識しております。また、条例そのものの中におきましても、この条例は適宜時期を定めて見直しを図っていくという定め、位置づけの条例とさせていただいているところがございますので、一定の期間過ぎた段階で、この条例の在り方、現に運用が条例どおり図られているかということも含めまた内容がふさわしいのかもっと条文の書き方、在り方について、現状と違うんではないかという様々な観点から、条例の見直しを図らせていただきたいと思います。存ずる次第でございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 10番、八木です。それでは質問事項の2点目に入らせていただきます。やりがいを持って働き続けられるような介護福祉人材の支援の仕組みづくりについて、この辺のところにつきまして再質問させていただきます。ここで答弁頂きました、1点目につ

きましては、よく理解でき納得をいたしております。そのほかについて全体を通して、この質問で何が言いたかったかといいますと、介護の仕事を活力ある、輝ける、価値のあるポジティブ3Kと、先ほどこういったことを言いましたけれども、やはりこのポジティブ3Kと宣言することで、介護の仕事のプラスイメージをつくり上げていくべきではないかなと、こういった視点であります。ビジネスの世界では、顧客満足ということが、大きく語られますけれども、一方で、従業員満足を提唱する企業もあります。この従業員満足を高めるような仕組みづくりを進める中で、まずはプラスイメージをつくり出していくべきではないかなと、こういった考えのもとであります。答弁では、国の法整備等の動向を注視し、先進事例の研究も含め、施策の検討を進めますと答弁頂いております。ここでは、我が町が先進事例を、我が町で先進事例をつくりましょうよと、こういったところが、本質問の本旨であります。新城市の福祉従業者のやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例など、国の法整備を待たずに整備できる、こういったこともできるかと思っておりますので、まずはこのようなイメージづくりをしていくべきではないかなと、こういった視点につきまして、町長の考えをお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 広い意味での介護に携わっていただいている方々に、よりやりがいを持っていただく。また、その職業、その仕事の重要さというものを、周囲、社会自体が認識をしていき、支えていくということについてより啓発活動を進めるという方につきましては、ご指摘のとおりであると思っております。これからの支え合いの社会の中で、いわゆるケアラーの方々の位置づけというものは大変重たいですし、正當に評価をし、していかなければならないと感じているところでございます。その機運づくりといいますか、評価の仕方ですとかというところについては、様々なお考え方があろうかなと思っております。先ほどお答えさせていただきましたのは、表彰制度につきましては、これ変えればいいということですけど、表彰条例上の規則に基づいて、今の表彰制度がございまして、これまでどおりの乗っ取った形でやっていくということと、対象を広げた場合どうしてここが対象に広がりになったのかということの説明責任も果たしていかなければならないのかなという風に思っています。もちろん、対象にしないということではないんですけれども、新たに対象に加えるとなるとそのような課題が出てくるなという風に思っているところでございます。また、条例制度もありますけれども、介護事業所の従業員さんに対する条例もございまして、何かの法人組織、従業員ではなくて家族内でケアをしている、ヤングケアラーもそうですし、老老介護もございまして、子育てをしながら育ててケアをしているダブルケア、様々な形のケアラーの形、方々の対応がございまして、どのような方々を対象として、どのように正當に仕事を評価させていただくのかということにつきましては、ちょっと検討させていただき、それが悪いことは当然ないんですけ

れども、範囲と表彰、この方々への機運の高まりというものをやる手段というのは、もう少し検討させていただきたいかなと思っているところでございます。また、美瑛町内の福祉事業所さんの中では議員ご承知のとおり、事業所の中で毎年表彰制度を設けて、従業員さんたちを盛大に盛り立てていただいているような取組も、これは既に事業所内で進んでいるところもございますので、様々な民間事業者さんの取組とも協調しながら、大事なのは、美瑛町内で介護、ケアに係る部分を担っていただく人材をいかに育てていくかというところでございますので、行政としてできる支援策について足りないところをさらに検討し、充実をさせていきたいと思っているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 10番、八木議員。

○10番(八木幹男議員) 10番、八木です。今回はやはりこの介護福祉の仕事をやはりこのプラスイメージ、こういったものを打ち出してやってこようと、こういったところであります。やはりイメージづくりに続く、従業員満足に従業員満足をさらに上げていくためには、やはりこれはここでは議論いたしませんけれども、働く職場環境整備、こういったハード面の充実も必要になってくるんだろうなと思っております。ここでは答弁求めませんが、こういったことも考えながら、進めていくべきではないかなと思っております。その中で、まずはプラスイメージづくりからスタートして、職場環境整備づくりを進める。こういったストーリー性のある介護福祉人材への支援の仕組みづくり、これを進めるべきではないかなと、このように考えているところであります。その辺のところにつきまして再度町長の考えをお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 重ねてでございますが、介護人材ケアに関わる方々に対して、お仕事また労力・労務に対して、プラスイメージを社会全体で持っていこうというところも本当に大賛成でございます。人材確保のご支援策も町として福祉事業者さんに対して行わせていただいておりますけれども、そのような機会、また、移住定住だけが全てでございませぬけれども、美瑛町で働きませんかというようなPRする機会もございますので、様々な機会を通じて、介護、ケアに対するイメージアップというものを念頭に置きながらの対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(野村祐司議員) これで10番、八木議員の質問を終わります。

次に、3番、京屋愛子議員。

(「はい」の声)

3番、京屋議員。

(3番 京屋 愛子議員 登壇)

○3番(京屋愛子議員) 大変眠い時間になってきました。1時間、ご飯食べて。もうちょっと頑張っていたきたいと思います。私も頑張ります。

番号3番、京屋愛子。質問方式、時間制限方式。質問事項、白金保養センターについて。質問要旨、白金保養センターは、昭和48年日帰りレクリエーションセンターとしてオープンした源泉かけ流しの温泉です。51年間、憩いの場所として、町民、白金野営場の利用者、登山客等に利用されてきましたが、施設の老朽化が激しく、修繕などを重ねながら運営しているのが現状です。

保養センター管理運営事業費の決算は、令和4年度で736万9,084円、令和5年度780万9,409円となり、令和6年度予算は867万8,000円となっています。

利用状況を見ますと、コロナ禍前の令和元年度利用者数は11,450人、令和5年度利用は月22日～26日の開館で、計10,524人が利用し、その内訳は町内6,027人、町外4,597人となります。

利用料金は町内の65歳以上100円、町外利用者300円です。入浴料合計は95万6,550円、入湯税104万6,100円です。

白金保養センターの老朽化により施設修繕箇所は過去5年間で、38件226万4,241円となっています。

公衆浴場における衛生等管理要領の施設設備には、脱衣所について、開放できる窓、又は換気設備等を有すること。とあります。残念ながら見当たらず、鏡は曇り、天井脇からはポタポタと水滴が落ち、壁には黒いしみが見られます。これが今の脱衣所の現状です。

白金温泉には他にも日帰り入浴ができる施設がありますので、工夫して町民が利用できるようにすることはできると思います。施設の見直しを検討中と聞いておりますが、修理を続け存続して利用していくのか伺います。

質問は相手は町長です。

○議長(野村祐司議員) 3番議員の質問の答弁を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 3番、京屋議員さんからのご質問、白金保養センターについて、答弁を申し上げます。白金保養センターは、安価な日帰り温泉施設として、町民のみならず国設白金野営場の宿泊者など、長年多くの方々に利用され親しまれてきました。しかしながら、議員御指摘のとおり、オープンから50年が経過し、浴槽や脱衣所など施設の至る所に老朽化が見られ、施設を維持するための管理経費が年々増大している状況にあります。

今後、利用者に安全で快適な御利用をいただくためには、抜本的な大規模改修が不可避であります。これには莫大な財政負担を必要とすることから、将来的な利用見込みや施設維持に要する経費を総合的に勘案し、本町の財政状況に応じた方針を決めていく必要があると考えます。

また、浴場機能とは別ですが、白金保養センターには大雪消防組合美瑛消防署白金分遣所も併設されており、施設の存続について検討する際には、美瑛消防署や第6分団、びえい白金温泉観光組合、白金町内会と、防災機能の面からも協議する必要があります。

いずれにいたしましても、町民や観光客の皆さまに白金温泉における日帰り入浴を楽しんでいただくためには、白金保養センターの修繕を重ねて運営を続けるという選択肢だけではなく、白金温泉にて営業している既存の民間施設との連携による新たな運用形態への見直しなど、多角的に検討する必要があると考えております。

関係機関と協議を行うとともに、議会や町民の皆さまの御意見をいただきながら、今後の方向性について適切に判断してまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 3番、京屋議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

3番、京屋議員。

○3番（京屋愛子議員） よろしくお願ひします。再質問させていただきます。この質問をするに当たりまして、予算委員会、それから決算委員会でのこの問題をかかなり質問が出てたと思うので、実はですね先月、私、入ってきました、温泉。で、源泉かけ流しって非常に熱いですね、私ちょっと39度で入るし、とても入れなくて足だけで帰ってきたんですが、とてもいい温泉です。答弁にもありましたように至るところ老朽化。びっくりしました。前にバリアフリー化っていうお話がちょっと議員さんからも出たと思いますけど、とても無理だな。温泉に入って階段を降りていかなないとお風呂に入っていけない状況になっている。これは毎年修繕費や、かかっているのは仕方がないかなっていう納得をしました。抜本的なものは本町財政に応じて決めていく必要があるというお答えを頂きましたが、それでは今楽しみに利用している皆さんですね、その方たちが高齢者が多いんですけど、これからそう決まっていって閉館になったときには、具体的にどんな方法があるのかお考えでしょうか。検討に入ってるわけでありませぬので、お答えできる範囲内で結構です。町長のお考え。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 前提といたしまして、先ほど答弁申し上げましたとおり、今何か方針が決まってるわけでもございませぬ。その中でただ、そんな遠い将来ではなく近い将来この保養センターの在り方というものを、決めていかなければならないそういう時期に来ていると、

認識でございます。その際には、先ほど申し上げましたけれども莫大な財政負担が要するような修繕の仕方をし、存続をさせていくのか。財政事情を考慮しながら別の形も探っていくのかと、様々な観点からの検討が加えられることになると思っております。また、当然、議会議員の皆様方、また利用している、楽しみにされてる町民の方々大勢いらっしゃいますので、利用者の声、様々な要素を加味しながら、最終的な形を決めていくことになると思っております。現段階、廃止ですとか休止を前提としているわけではございませんけれども、利用されているの方々多くいらっしゃいますが、先ほどもご指摘もございましたし、答弁も申し上げましたが、白金温泉エリアでございますので、既存の温泉、宿、事業者の方々近隣にたくさんございます。そのような温泉施設を、利用を促す、利用をさせていただく、協力を頂く形で、これまでどおり町民の皆様が安価に白金地元の温泉の湯を楽しむことができる。そういう環境づくりを模索していくのも一つの方策かなという風に考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 3番、京屋議員。

○3番(京屋愛子議員) お答えを頂きました。町長、今安価な状況でというお話をして、これからやるんだということなんですけど、先ほど言いましたように、利用者が6,027人だったんですね、町内の人。ですけどこれは月に何回もってという人がいるので、この延べ人数なので、かなりご高齢の方が多いので絞れてくるんじゃないかな。統計はないので、上げませんでしたけど白金温泉の日帰り温泉楽しんで頂けるように、なるべく負担の少ない料金、これから検討なさるんでしたら利用できるように検討していただきたいと思っておりますけれども、その辺の利用についてをお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今後の保養センターの在り方を考えていく中で、今利用されている方々をどのように、引き続き白金の湯を楽しんで頂くのかというところが、やはり1番大事になってくると思います。また、先ほどちょっと全然違う観点ですけど防災面から消防の関係がございまして、こちらについても、どのようにしていくのかというところの2つが、大きなポイントになっていくのかなという風に考えているところでございます。第1のほうの利用者の方々への利便性につきましては、申しましたけど、地元で親しまれる楽しめる温泉でございますので、町民の方は、なるべく安価にこの地元の資源を有効に楽しんで頂ける、そういう環境を引き続き維持していくという観点が必要であるという風に考えてございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 3番、京屋議員。

○3番(京屋愛子議員) お答え頂きましたように、美瑛消防署、それから第6分団、びえい白

金温泉組合、白金町民、白金町内会と協議をしっかりとやっていかないとなかなか難しいのかなと。そして町民が納得できないと、やっていけない、無理なんだろうなっていう風に思ってます。これから老朽化による、維持管理の増大と、私がちょっと気になりますのは、健康に過ごすために入る温泉が衛生面に課題があるというのは、これは物すごく大きいことだと思っておりますので、今後検討をやっていく上で、私はとても課題だと思っておりますので、これ本当に喫緊の課題だと思っております。本当に健康になりたくて健康に、例えば高齢者ですから、黒い点、点がカビなのかどうか私は検査したわけでありませんで分かりませんが、もしかしたらカビかもしれません。そうするとカビ菌を吸ってしまえば、不健康になるわけですね。その辺を考えて納得のできる内容を期待してますけど、いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 冒頭のご質問の中で保養センターの収支状況について詳しくご披露頂きました。単に費用対効果という面を見ますと、火を見るよりも明らかな数値となっております。一般論的にも、公共施設美瑛町内大変おおごさいます。その維持管理が、今日ご議論頂いてます、財政の面でございますけども財政面で、公共施設の維持管理費の負担が重いというのは、これ一般論でこの施設だけでなく一般論でございますけれども、ございます。財政を健全に維持していくという観点からも、この公共施設の在り方というものは考えていかなければならない、そういう時期になってると思います。その中で、繰り返しですけれども保養センターももう遠い将来でなく近く、在り方について検討しなければならない時期に参っております。その中で今のご指摘の、保養センターの衛生面、健康面がどうなるのか、どうなってるのかということ、大変重要な観点でございます。軽微な修繕等で、当然健康被害が出ないようにしていくというのは当然でございますけれども、長い目で見たときに、老朽化した施設そのものの役割がどうあるのかということは、保養センター全体を検討する中で、一つ大事な柱として捉えてまいりたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 3番、京屋議員。

○3番(京屋愛子議員) お答え頂き頂きました。本当にそれ、その面を考えていただいてやっていただきたいと、喫緊の課題だということだと思っております。最後に、これから検討することになると思うんですけども、利用者が安心、安全に、温泉を楽しめるよう、そんな工夫をもちろん、町民からもしっかりと意見を頂き、私たちにも意見を頂き、役場もこういう風に思ってるっていうのを、やっぱりこれ早く結論を出したほう、結論というか、検討したほうがいいと思いますけれども、これからの検討ですから、こんなこと言っているのかどうか分かりませんが、いつ頃までに、来年度なのか、その辺やっぱりこの先延ばしするのはよくない

と思うんですけど、町長のお考えを聞かせていただけますか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 老朽化しております、今日今ご指摘、ご議論頂きましたるの課題問題点のみならず、例えばボイラーですとか、根幹となるところの部分が故障をしてしまったり壊れてしまったときには、もうたちまち、この施設どうするのかという事態が想定されております。そういう意味では、それほど時間のある猶予を持った対応はできないという風に考えてございます。一方で、現に町民の多くの町民の方に親しまれている、利用されている施設でございまして、この施設の在り方につきましては、繰り返し、利用者の方々、そして町議会議員の皆様方のお考えを聞かせていただき、共に判断をさせていただかなければならない案件であると思っております。来年再来年と具体的に申せないですけれども、猶予なくなるべく早い段階で皆様とご協議をさせていただきたいと考えております。

○議長(野村祐司議員) これで3番京屋議員、京屋議員の質問を終わります。

14時15分まで休憩といたします。

休憩宣言(午後2時03分)

再開宣言(午後2時15分)

○議長(野村祐司議員) 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に8番、坂田昌則議員。

(「はい」の声)

8番、坂田議員。

(8番 坂田 昌則議員 登壇)

○8番(坂田昌則議員) お疲れさまでございます。それでは議長のお許しを頂きましたので、通告に基づいて質問をさせていただきたいと思っております。8番、坂田昌則。質問方式、時間制限方式。質問事項については、人口減少と農家戸数の減少について。質問要旨については、2014年5月に日本創成会議において発表された、2040年までに人口減少が地方で加速し、自治体の半数が消滅する可能性があるという、いわゆる増田レポートに全国の自治体は衝撃を受けました。

美瑛町は、そんなことにはならないと思っている町民がほとんどだと思いますが、何も対策を取らなければいつかは現実となるかもしれないという危機感を持つことは必要と考えます。

令和2年3月31日策定的美瑛町人口ビジョンにおいて、農業の衰退、縮小が関連産業の衰退を誘発する恐れがあり、また耕作放棄地の発生により観光産業など幅広い分野に影響を及ぼすことを懸念しています。

そこで次の4点について伺います。

(1) 農業は、国の施策によって左右されることが多いが本町としてどのような振興対策を考えているか。

(2) 近年減少傾向にある新規就農者を増やす対策を考えているか。

(3) 農家戸数を減らさないために、親子継承だけでなく経営を継承する人材を育成する対策は考えているか。

(4) 耕作放棄地を出さないための対策はとっているか。

質問の相手は町長でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 8番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 8番、坂田議員さんからのご質問、人口減少と農家戸数の減少について答弁を申し上げます。全国的に地域の過疎化、人口減少は進行しており、本町におきましても人口は現在9,300人を下回り、農業の担い手も減少傾向が続いております。

議員御指摘のとおり、基幹産業である農業の盛衰は、本町の経済や産業に大きな影響を及ぼすものであり、今後とも農業振興を図っていくことは、重要課題であると認識しております。

1点目につきましては、本年5月、四半世紀ぶりに農政の憲法とされる、食料・農業・農村基本法が改正され、年度内に、食料・農業・農村基本計画が策定される見通しであるなど、大きな転換期を迎えております。農業施策は国の農政に左右されるところが多く、動向を注視するとともに、北海道農業の振興に資する内容となるよう、近隣自治体等と連携した取組を進めてまいります。農業を取り巻く環境が厳しい中であっても、生産者が再生産を行えるよう持続可能な農業経営の支援に取り組んでまいります。

2点目及び3点目につきましては、美瑛町農業振興機構や美瑛町農協等関係機関と連携し、新規就農者の募集や育成を行っておりますが、希望者は減少傾向にあります。転身への不安もあると思いますので、就農後の安定経営をイメージできるような営農スタイルの提案やお試しの短期研修も実施しつつ、引き続き新・農業人フェア等での相談活動や助言、研修支援等を行ってまいります。

また、本年度より地域おこし協力隊制度を活用し、畑作での第三者継承を目標とした担い手育成を実証的に進めております。今後も、親子継承だけでなく、第三者継承や農業法人への就職など、様々な形態の担い手確保に向けた支援に取り組んでまいります。

4点目につきましては、耕作放棄地を出さないためには、担い手を確保して農業生産を持続可能なものとするとともに、スムーズな農地流動により農地が生産者に引き継がれていくことが重要と考えております。一方で、農水省は、鳥獣被害の緩衝帯として利用することや、再生

利用が困難な農地を非農地判断とすることを推進するなど、既成概念にとらわれない柔軟かつ大胆な方針を示しておりますので、様々な視点を持ちつつ、今後とも農業委員会や農協等と連携した取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 8番議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

8番、坂田議員。

○8番（坂田昌則議員） それでは再質問をさせていただきます。私、農業やってもう40数年たって、今年から従業員になりました。息子に後を継がせたんですが、私が農業を継いだ頃に私の住んでいるところの町内会は約20名ぐらいいた。今7、農業やってるのは6戸になりました。もう3分の1です。やっぱり調べてみると、昭和30年は2,500近くいるんですよ。それが60、昭和60年には1,000戸、おおよそですよ。平成27年にはもう400戸台なんです。近年のセンサスとかいろんな情報でいくと、406戸なんだけど、法人が44あるんですよ。だからもう実質農家っていうのは362戸。360何戸しかないんです。それぐらい激変してるというのが、それぞれ時の農業政策によって、昭和45、6年頃には基盤整備もありますし、転作も始まってます。そういうことで、減ってきてるのは本当に国の政策によってもうかなり左右されてるっていうことは間違いはないんですが、基本法が見直されて、基本計画を今練ってる段階ですけど、この基本計画の中で1番の問題は価格形成って言うんですよね。それからJAグループも価格形成って言うんです。たまたま今年はですね、令和の米騒動じゃないけど、お米が非常に高く、今朝頂いた農業の近況概要を見ても、米は161%、1.6倍になってるんですよ。米農家としては、すごく非常にありがたいし、やっと一息ついたのかなっていう感じなんですけど、消費する側にしたら非常にびっくり。私もちょっと9月にお米足りなくなってスーパー買いに行ったら、倍するんですよ値段が。それ2回買ったんですけど、いやあ、これ米買うの大変だなんて逆に僕が思うぐらい高いです。この価格は多分、来年の6、7月ぐらいまで。次の新米の見通しができるまではもう仕入れてしまってるから、多分価格は変わらないと思うんですけど、ただやっぱり価格形成って言うのもうこれだけ急に上がっちゃうと、消費者にも迷惑かけるし、1番は最低の生産費ラインを、何ていうんすか国とか、自治体でちょっとこう補償してもらって、国、北海道ですね、美瑛町で補償してって言うても、それは無理な話かもしれないですけど、そこを補償してもらって、上はね、ある程度行ったらもうそこ何ていうんだらう。給付金ではないけど、あんまりにも上がり過ぎたらまた変えない状態ができちゃうんで、そういう何かやっぱり国の施策を求めていかないと、なかなか大変だと思うんです。やっぱり、全部美瑛町にお願いしますということにはならないんで、そこら辺、国にどういう風に求めていったらいいかっていうのを、町長はどういう風に考えてるのかどうか。ちょっとまずちょっと難しい質問ですけど、お願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 農業分野における価格形成ですとかコストの価格転嫁、というものは本当に重要で根幹なところだと思っております。僕も、下手くそな農家をさせていただいてる中で、よく野菜が値上がりして困った困ったというニュースありますけれども、困ってんのは農家だって困ってて値段上げてもらわないとコスト追いつかないんだよと、そういう視点を持ったニュース報道もしてほしいなという、思いでちょっといららしてる部分もありますけれども、やはりこれだけ燃料費、諸資材費が高騰している中で、応分にコストを価格に転嫁できる、それが本来の経済の在り方であると思っております。ただ、農業の特殊性の中で、消費者の方の負担を軽減する、命に直結する食べ物でありますので、そういう観点も大事であるということとは承知をしております。であるからこそ、では、いかにして生産者の立場から見て、価格形成を図っていくのか、生産者の生産に対する収入を増やしていくのかと考えたときに、完全なる市場原理だけではうまくいかないというのが、これまでの農業の特性。それが農業、一次産業の特性であると思っております。であるからこそ、基本的には、であるからこそ、国がそこに対して手だてをすべきである、それが一次産業への支援だろうという風に思っております。よく言われます、アメリカ、オーストラリア、欧米に比べて、日本、国が生産者に対して直接支払っている部分が非常に少ないという、ちょっと僕データ僕も今日持ってきて喋ろうかなと思いましたが、細くなるんで言わないですけれども、大変農業所得に占める補助金の割合は日本は低い国であります。その部分をやはり、私ども地域の農業を預かっているこの身としては、その現状を国・道に伝えていく中で、そのような農政の在り方に転換をさせていくということが、地域、地元の自治体の役割であろうと考えているところでございます。そのためにも、先ほどの話でもありましたけれども、それでは美瑛町単独で言っても話は通じていかないので、やはりここは上川であれば、上川管内の仲間たちと自治体と一緒に国に対して粘り強く、話をしていく。様々な機会をとらえて農業という産業の特殊性を声高に訴えていくということが不可欠なのかなあという風に思っているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 8番、坂田議員。

○8番(坂田昌則議員) 8番、坂田です。答弁ありがとうございます。町長がおっしゃられたように、1番命に関わる産業であると言われながら、なかなかうまくいかないというのが、農業の本質かなとは思いつつも、農家って僕らも農家、農家なので、やっぱり消費者の皆さんにおいしく食べてもらって喜んでもらうのが1番なんですけど、やっぱりちょっとやっぱりそこで価格っていう、消費するためには安いほうがいいし、ただ僕らとしては高く買ってもらいたいっていうね、その部分が1番、大変だなと思ってる場所なので、今後とも各自

治体協力のもとに、よろしくお願いをしたいと思うんですが、実はもう11月のいつだったかちょっと新聞の報道で、財政審議会で、飼料米に対する支払いが多いから、27年以降、2027年以降に段階的に下げたほうがいいんじゃないかという答申が出てます。財務省の審議会ですね。で、実は今水田5年に1回水張りなさいって言うてるのも、その前の年だったか、前の前の年だったか、水田の機能のないところに、水田利活用なんだかお金を払ってるのはおかしいって言う答申が出てですね、すぐもう、農水省反応して、実は、5年に1回水入りなさいって言うことになっちゃったんですよ。で、もうあと2年しか残ってないので、畑地化するか、水を張るか。もう来年最終年じゃないと思うんです。あと2年だと思うんですけど、うちは今転作して条件の悪いところは全部水田に戻します。それからうちの近隣の今まで麦つけて結構麦とってたところも、簡単ではあるけど、畦付けて来年は1年間水張ると。飼料米つく。飼料米が取れなくてもいいんだというんですよ。お金さえもらえばいいと。そういう考え方になっちゃってるんですよ。だからそういうことも含めてやっぱり農水省に対してやっぱり要求していかなきゃならないことが多いのかなと思います。2番の、今の新規就農とか親子継承とかについてですけど、今言われていた価格形成さえできれば、農家増えると思うんですよ。やっぱりやりがいのある仕事だと僕は思ってますし、それなりの面積で多分生活していけるんじゃないかなと。ただ、今の美瑛町の美瑛町っていうか美瑛農協とか、美瑛町が考えている新規就農プランの面積とか、例えば作物では、実は対応できなくなってきているんじゃないかなとってるんです。トマトだったら800坪、それから1町に2、3反作ってれば、今まではトマト作ってるのと何とかなったんですけど、それもかなり厳しくなってます。トマトもある程度収量上げないと、ちょっと生活費が出てこないような、今年は高かったですよ。でも野菜ですからこれは乱高下するので、その辺のプランを、もう1回、考え直したらいいんじゃないかなっていう風に思ってるんですよ。その点について、町長としてはどういう風に考えていますか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 前段、答弁申さなくてもいいかもしれないけど、前段の話の中で、自治体の首長たちと集まって、地方創生お金、いっぱい来るようになるぞ、これはいいことだぞ。その財源の分どっか減るんじゃないかという、農業じゃないのかって。それは心配だな、それはずっと監視しなきゃ駄目だねっていう話を近隣の自治体の首長とはしておりますんで、飼料米の見直しの話も、今ご指摘頂きましたけど本当にもしかしたら、本当にその部分削られるかもしれないという危機感もありますので、そこも含めながら、国、農水との意見交換というものは、これからもしていきたいと思ってるところでございます。美瑛町の新規就農の在り方でございますけれども、これまでモデルケースとしてはトマトの形でやってまいりましたんで、

当初、耕作面積、今より大きかったんですけれども、その面積だと、新規就農がしづらいということで、面積を縮小、小さくして、それでも就農できるという形で新規就農者を募ってきた、これがこれまでの経緯でございました。ですけれども、今ご指摘頂きまして、そのモデルとなったトマトが資材にハウス資材等の高騰によりまして、これまでのモデルがもう通じない時代になってしまった。では、新規就農して、安定的に安全に安心して就農営農できるのはどういう形なのかというところが本当にここ1、2年で大きく変わってしまったのかなという風に思っております。今、農協さん、農業振興機構と一緒にやってる形ですので、トマトだけではなくて、アスパラ、トマトプラスアスパラの組合せでやってください。このモデルで、入られる方は、新規就農の研修に入ってくださいという形で募集をかけ、募っているところがございますけれども、これでも、ご指摘のように、新規就農の研修に入ってくれる方の数は、年々減ってきているところがございます。要件としてよかれと思ってやってきたことがかえって新規就農の安定経営という面からは逆に働いてしまっているという風なことも、あろうかと思っております。ただ、というわけで要件を、また、元の5町、5反以上に戻せとかっていう話ではなくて、今の面積でいいのだと思うんですけれども、安定的に経営ができるというこのモデル、お金の試算も含めて、このぐらいのもので、これだけの投資をすれば、何年後には安定的に経営できますよという、そのモデルを示していくということが今大事なところなのかなと思っております。そしてまた、後ほどご質問あるかもしれませんが先ほどご質問ありました、もっと大きな面積の畑地ですとかの継承問題というものももう待ったなしの課題であるという風に認識をしているところがございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 8番、坂田議員。

○8番(坂田昌則議員) 答弁頂きました。本当に僕も、結局経営がどうにもならなくなってっというか、そういったらダメなのか。トマト農家になったんです、実は。新規就農の方より面積をつくってます。それでもやっぱりこう、毎年のこの資材費を回収するには、ある程度もう収量をね、ぐっと上げるとか、去年と今年と後半すごく本州のトマトの状態がよくなって、価格は上がったので、経営的にはいい年だと思ってるんですよ。去年、今年とね。ただ、これはいつまで続くか分かんないです、やっぱり。今ちょっと温暖化で、本州のトマトってやっぱり、暑くてとれないっていう状況が続いているからこそ、北海道のトマトが高く売れているだけの話であって、これはいつ逆転するかもわかんないんで、やっぱりこう、どれぐらい取ってとかどれぐらいお金をかけてとかね、そういうところのビジョンをやっぱりしっかり示してあげないと、新規の人は非常に入りづらいと。あと、できることならですね、初期投資のところで、やっぱり美瑛町としてとか農協としてね、少しこう、支援するっていうことが必要なんじゃないかなと思ってるんですけど、その点について町長どう考えてますか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 繰り返しになるかもしれませんが、ビジョンを示す特に収支の面でのビジョンを示して、納得頂けるかどうかというのが大事なところかなと思っております。僕の自身の経験ですけれども、僕自身が新規就農したときはトマトでございました。そのときに、5年間、こういう経営をして、自己資金これだけ投資これだけで5年間で順調に収益を上げられれば、5年後こうなりますというモデルが完全に出来上がっていきまして、すごく分かりやすく、安心感もあって、納得できた。そのモデルが今、作れなくなってきているのが現状だと思っておりますので、先ほどのトマトプラスアスパラのモデルを精緻に組み上げて、収支大丈夫ですよいけますよという形をお示するまた別の形の作物で、そういう安心できる、経営状況になりますよという、モデルをつくっていくということが大事だと思っております。そのときに、美瑛町としてご支援するここに美瑛町が支援すれば、このモデルが完璧なものになる完全なものになるというところの課題が出てこようと思っておりますので、それが初期投資の部分なのか、別のところなのかという検討はこれからだと思いますけれども、新規就農するに当たって、町が支援することによって、モデルが完結できるというところで、これからの担い手を確保していくという姿勢では当然臨んでいきたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 8番、坂田議員。

○8番(坂田昌則議員) ありがとうございます。新規就農やっぱりどうしても野菜、中心になると思うんですけど、この2点目、3点目の答えに書いてあるように、第三者継承っていう、土地利用型の場合は特に、逆に今度もっと難しくなってくるっていうか、ただ、それぞれ地域で、昨日もちょっと地元で会議ありましたけど。地域計画を作ってる最中なので、その地域計画の中で、どうなっていくのかなっていうのはあるかと思いますが、昨日私、ちょっと息子のかわりに会議行って、名前をずらっと見たら、半分は3分の2は若い人かな。残りはちょっと、後継者のいない人で、まあまあいい感じの年の人、僕らよりちょっと上の人とか、そういう状態ですので、当然まだ、うちの地域の中では、土地は吸収していける力はあると思ってるんです。と思ってるんですけど、これからまだ先、10年とか15年先になると、僕よりもさらに、10歳ぐらいの人たちがそれぞれのいい年代になってきて、今経営面積土地利用型の方は、面積が大きいですから。それをどうやって継承していくかというのは、非常にこれからの難しい問題になってくると思ってます。で、この2点目、3点目の、地域おこし協力隊を利用しながらっていう答えを見て、いい答えだなと思ってこういうので、なるべく第三者継承なり、土地利用型の後継ぎをつくっていくのがもう必要でないかなと思っておりますので、このところは、質問というよりは、これからも同じような形というのか、いろんな形をとりながら、取り

組んで頂きたいということで、それが質問としてお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 先ほどお答えをさせていただきました地域おこし協力隊制度を活用した、畑作などでの第三者継承でございますけれども、これまで美瑛町やってまいりました。2年間美瑛町内で研修をしていただいてあと就農するという、新規就農の形はそのまま残しますけれども、新たにこの、協力隊制度を活用したこともできるということで、実証的に行っております。3年間、協力隊ですので3年間の部分の給与報酬については国から町を通して出すという形でございます。で、その3年のうちに畑作農家さんに、今実験的に実証的にやっているところでは、畑作農家さんのところに入っていただいておりますので、3年間を技術の身につけてもらうという形の3年間を営んで頂き、その後うまくいけばそのまま第三者継承にいけばいいというのがモデル的な狙いでございます。非常にうまくいけば有効的な手段でございますので、こちらの道も、太く探っていきたいなと思っておりますのでございます。ただ一方で課題もあって、お金が協力隊ですので国経由で出ますので、研修先に入った農家さんが、安いというか、労働者として使ってしまったら終わってしまったら元もこうもないことになるとか、そういうのを防ぐためには、どこに入ってもらうか法人のほうが安心感があるのではないかとか、個人農家の中で、うちうちもという風になったときにどこを優先にしていくのかとか、本当に制度として運用するには整理していかなければならない課題もまだまだありますけれども、農協さん、振興機構も通じながら、せっかくあるいい制度ができましたので、この制度をうまく利用してまいりたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 8番、坂田議員。

○8番(坂田昌則議員) 8番、坂田です。答弁頂きました。何て言ったらいいか、もう今の答えもすばらしいなと思ってるんです、実は。農協は組合だより、それから町は広報を出してますよね。意外と農業のこと書いてないんです、実は。農協はもう組合だよりだから組合員に対するアピールが多い。あと、地域の皆様へっていう形でウィズ・ユーか何か出してるんですけど、例えばこういう制度があって、今、農林課で取り組んでますとか、例えば新規就農するためにはこういうことが必要ですとかね。別に、町外の人じゃなくてもいいと思うんです。やっぱりそういうアピールをしておくことが、例えば、あれ親戚にちょっと若いのいるなっていうことにならないかなという風に僕はちょっと安易な考えですけど、そういう風に思ってるので、ぜひ広報にですね、今の農業の情勢とか農業の取組、新規就農するにはこういうものが必要ですよとか、そういうことをアピールしていただけたらなあと思うんですが、その辺は町長どうでしょうか。ごめんなさい。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ご指摘頂きました、町広報のほうで農業分野に関する記事が少ないということを真摯に受け止めさせていただきます。何か新しい、農業だけじゃなくて新しい事業ですとか、新しい制度っていうご説明の意味で、広報使われる、使われるといえますか記事が、多くなる傾向がどうしてもあります。そのような中で、これまでも町内で活躍している人を紹介するコーナーですとか、事業、制度紹介だけではない、町内で今こんなこと起きてますっていう楽しい話題を取り上げる工夫もしてきておりますので、そのような中で、基幹産業であります農業でありますので、今農業情勢、こんなことが起きてんだよ、こんな風になってる部分もあるんだよ、こんな人がここで活躍しているよという、いろいろな取上げ方はあろうかなと思いますので、美瑛町内のあらゆる産業を視野に入れてそのうちの農業、大事でありますので、農業分野についてもさらに記事が増えるように、工夫を凝らしてまいりたいと考えます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 8番、坂田議員。

○8番(坂田昌則議員) 最後になりますけども、やっぱりこう、僕は沢の中に住んでるんで、あんまりよく分からないですけど、やっぱり丘の上を見るとね、やっぱり癒やされる人も多いし、あーやっぱり美瑛行ってよかったな、って景色よかったなって思う人たくさんいると思うんです、やっぱり。その景色を維持するためにはね、どうしてもやっぱり農業の力が必要であるし、ちょっと昔よりはパッチワークでかくなっただんじゃないかなっていうそういう気持ちはあるんですけど、それでもやっぱり、夏の黄色とね、緑のコントラストとか、秋の収穫期のコントラストとかいろんな風景を醸し出しているのですよね、ぜひ、何ていうんですか、モデルケースじゃないけど、美瑛町はこういう風に取り組んで、実は農家増えたよっていうようなね、何かいろいろ考えてやっていただくことが、将来の農業につながっていくんじゃないかなと思っておりますので、その辺のところをお願いして、質問を終わりたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 農業が美瑛町にとって基幹産業であると、私も申してます。皆さんもそう思っていると思いますけども、というのは、なぜ基幹産業か農業分野だけではなくてほかの産業、様々なところへの影響も大きいというところで、農業がしっかりしないと、町全体の経済が回っていかなくなる。そういう重要な産業であるという位置づけであるということは、恐らく皆さん共通ご理解を頂けると思っておりますし、町としましても、その立場で農政の推進に当たっているところでございます。その意味では本当に担い手確保、ずっといつまでも、ここで営農していただく、農業を営んで頂く方の力が必要でございます。モデルケースとおっしゃ

っていただきましたけども、これまでも新規就農で美瑛に来て農業をやって、今こうなってますという方々大勢いらっしゃいますので、どのような思いで来て、今、成功しているのか、苦しんでいるのか、いろんな立場あると思いますけれども、そういう方々の声を発信していくことで、自分も美瑛でやってみようかなと思う人につながっていけばいいなと思いますので、これでこんなに成功したというモデルができれば1番いいですけども、現に今、頑張ってる人たちの声をさらに広めていくということも、営農しよう、新規就農しようかなと悩んでいる人には伝わるかなと思いますので、そのような形でも、先ほども一緒ですけど広報も含めて考えてまいりたいと思います。

○議長（野村祐司議員） これですべて8番議員の質問を終わります。

続いて、2番、桑谷議員。

（「はい」の声）

（2番 桑谷 覺議員 登壇）

○2番（桑谷 覺議員） 本日、最後のトリをやります。番号2番、桑谷覺。質問方式、時間制限方式。質問事項、高齢者の自動車運転について。質問の要旨、全国各地で高齢者の運転ミスなどによる交通事故が後を絶ちません。

高速道路の逆走や駐車場等での急発進、認知症により今どこを運転しているか分からなくなるなど、大きな社会問題となっています。

高齢者の運転免許証自主返納に向けて、行政がいろいろな支援をしておりますが、本町では、公共交通サービスが大都市のように十分に行き届いていないため、買い物や通院といった日常の活動では自家用車に頼らざるを得ない状況にあります。これから本格的な冬を迎え、夏より運転に注意が必要になる時期で、高齢者の自動車運転事故が多くなる傾向にあります。

高齢者が自動車がなくとも安心して暮らせる環境づくりが必要と思いますが、町長の考えを伺います。

（1）高齢者向けの交通安全教室等において、運転免許証自主返納の話を行っているか。

（2）自動車が必要不可欠な高齢者を対象に、急発進防止などの安全対策装置設置に対する助成を考えているか。

（3）運転免許証自主返納に向けた、新たな支援策を考えているか。

（4）新たな公共交通手段としてのデマンド交通の考えはあるか。

質問の相手町長、よろしく申し上げます。

○議長（野村祐司議員） 2番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 2番、桑谷議員さんからのご質問、高齢者の自動車運転についてお答えをいたします。高齢ドライバーの運転操作ミスによる交通事故は、加齢による視力や認知機能の低下、反射神経の鈍化などにより、自動車の運転操作に対してリスクが高まることで発生するとされ、議員御指摘のとおり、大きな社会問題となっております。

現在の道路交通法では、70歳以上の方が運転免許を更新する際には、高齢者講習を受講することが条件となっております。75歳以上の高齢者につきましては、高齢者講習に加え、認知機能検査で認知症の恐れがないことが確認されなければ免許が更新できず、さらに更新前の3年間に一定の違反歴がある場合には、運転技能検査に合格しなければ免許が更新できなくなっております。高齢者による運転免許の保持に対するハードルが高くなっていることから、都市部とは違い公共交通機関の少ない本町にとっては、新たな移動手段や自家用車が無くても安心して暮らせる地域づくりが重要であると認識しております。

1点目につきましては、北海道及び北海道警察と共催して開催している美瑛町交通安全対策推進協会の高齢者交通安全教室の中で、運転免許証自主返納制度の説明を行っているところで

す。2点目及び3点目につきましては、移動手段を含め高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境整備が必要と考えております。現在も高齢者等のハイヤー料金助成事業や道北バスの無料乗車証の交付、除排雪サービスやくらし援助サービスなど各種福祉施策を講じておりますが、今後も時代の変化に即したサービスを包括的に検討することが重要であると捉えております。

4点目につきましては、デマンド交通は縮小する公共交通機関の代替手段として全国各地で導入が進んでいる輸送サービスであり、過疎地でも買い物や通院等生活の足を確保できるなどメリットも多いですが、その反面、通常の路線バスなどよりも運賃が高くなる傾向にあるため、現状で町民がどなたでも利用できるスクールバス、ひまわりバスの乗車率等を検証し、予約の手法などを含めて、その地域で生活する住民にとって本当に使い勝手の良い交通手段と運行費用等の財政負担のバランスを考慮し、検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（野村祐司議員） 2番議員の再質問を認めます。

（「はい」の声）

2番、桑谷議員。

○2番（桑谷 覺議員） 2番、桑谷です。まず、1点目について。少し前の話ですが、町内の高齢者が自動車運転していたんですが、自分がどこに行こうとしたのか分からずに道に迷ったっちゅう話を聞きました。前回第5回定例会にて、高田議員が質問しました、認知症施策の推進についての中でもありましたが、認知症と物忘れの違いは医学的に判断が必要で、診察を促

すサポート体制が必要と思います。高齢者交通安全教室にて、認知症サポーターやキャラバン連絡協議会との連携も必要な感じもしますが、町長の考えはどうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 先ほど答弁をさせていただきました。現行の免許証の更新の制度の中で、認知症についてのチェックも図られておりますので、前提としては、運転免許証をお持ちの方は認知症ではないということが前提になっているという風には受け止めております。しかし、認知機能、また認知症の発症などもございますので、常にご高齢の方につきましては認知機能については、注意をしていくということをお願いしたいというふうに思いますし、そういう意味では、交通安全教室など、様々な機会を通じて、認知症サポーターですとかの皆様方と連携して、今一度、ご自身の状態を見詰め直してくださいというような、お声かけるようそういう機会があれば、より安全な運転が確保できるのかなという風に思って聞かせていただきました。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 2番、桑谷議員。

○2番(桑谷 覺議員) 2番、桑谷です。今回質問に対して、私自身逆の思いもありまして、それは単に高齢者というのみで運転を中止すると、生活の自立を阻害したり、鬱などの疾病発生のリスクを高め、寿命の短縮にもつながることが多くの研究で確認されています。高齢者にとって車の運転ができなくなることは、生活範囲の狭小化を直結し、それが活動量を減少させ、心身の機能低下させ、いろいろな問題を引き起こす原因と言われています。国立長寿医療研究センターや予防老年学研究調査では、運転をやめた高齢者は、運転を継続していた高齢者と比較して、要介護状態になる危険性が約8倍に上昇するとのこと。さらには認知症発症との関連では、運転した高齢者は運転していなかった高齢者に対して、認知症のリスクは約4割減少することが分かりました。この結果、運転の実施状況は認知症の危険を要する上で有益であり、運転のような高度な認知機能を必要とする構造の保持が、将来の認知症の抑制に対して影響を及ぶかもしれないことを示唆しています。真逆の質問になってきましたが、今一度、町長の高齢者の運転についてお聞きします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ここは大変難しいところであるのかなという風に思って聞かせていただきました。認知症予防になる、健康な方であれば、認知症予防としての運転ドライブというところの効果が期待できるということでもありますので、そちらはぜひ進めてまいりたい。でも一方で、健康だった方が、認知症機能が低下したり、症状発症してしまった場合どうするのかというところの扱いの大変難しさがご質問の中から伺わせていただきました。美瑛町といたしま

しては本当にこの美瑛という土地、車がなければ、日々の日常の生活ができない。そういう町にありまして、何歳になりましても車の必要性、ドライブ、ドライバーとしての役割を果たしていくということの重要性は、あるという風に考えております。これは生きがいでもあるのかもしれませんが、また生活の張り合いでもあると思います。ご指摘頂きましたように、免許証を返納したら、がくって弱っちゃったよという話は本当に身近なところでも、よく聞くところでございますので、免許返納についての考え方、美瑛町にとっては本当に難しいなという風に思っております。先ほど来、ご答弁しておりますけれども、免許返納をどうするかというよりは、免許返納した場合、際に交通の自分の足が確保できる環境を整えていくこと、免許返納を促すというよりは、返納を自分で進んでされた方が、しかし、これまでどおり、便利に町内での生活を営める環境をつくっていくということが、今大事な観点なのかなという風に思っております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 2番、桑谷議員。

○2番(桑谷 覺議員) 分かりました。次に2点目につきまして、高齢ドライバーのアクセルペダル踏み間違いによる交通事故防止や事故発生の際の被害の軽減を目的とした、後づけ急発進等抑制装置、踏み違い間違い急発進の装置の設備、この補助について、国の補助制度は終了したみたいですが、道内の各自治体によっては補助しています。これ、後づけのペダル踏み間違い工事込みで5万円前後と高価であります。事故防止の観点から、町長は補助していく考えっちゃうのか、そういう考えはあるかないかどうですか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今すぐこうするしないとお答えしにくいところでございますけれども、後づけの工事に伴ってどれだけ抑制できたのかですとか、それを必要とされている方がいるニーズについてどうであるのかとか、について、お声を聞かせていただきながら、必要性について判断をさせていただきたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 2番、桑谷議員。

○2番(桑谷 覺議員) では3点目の、質問します。運転免許証の返納された方の新たな支援策ですが、高齢者福祉ハイヤー料金助成事業と道北バス無料乗車の事業があることは、私も十分承知しているところです。運転免許自主返納することにはお金がかかりませんが、運転経歴証明証、運転経歴証明書交付してもらうには1,100円の手数料がかかります。これは免許センターでやります。これは身分証明書と同じ扱いでございます。この手数料の負担の支援は、道内自治体においても、喜茂別にもやっておりますが、要するに1,100円の手数料が町で、

たとえば電子通貨Beコインで、手数料還元することを、いや、なららんか。その辺、考えがないかをお聞きしたいんです。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 先ほども答弁させていただきましたけど、美瑛町この車社会車を必要とする率の高いこの地域において、免許返納を積極的に町が促していいのかなどというところの思いは正直持っているところでございます。促すというよりは繰り返しですけども、自ら返上していただいた方が、利便性が維持できる、より交通の足を確保できると。そのための方策を考えていくというところが今美瑛町にとっては必要なのかなと思っております。返納を促す、難しい問題ですけども、返納された後も、暮らしやすいまちづくりのための環境づくりという観点で今は取り組んでまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 2番、桑谷議員。

○2番(桑谷 覺議員) 最後に4点目につきまして、スクールバス、ひまわりバスの乗車の検証を行うと書いていただきましたが、それが1番住民の身近な交通手段と思いますが、スクールバスも最近マイクロバスに小型化していますが、児童生徒の減少により、路線によっては、マイクロバスも大きいのだと思います。また大型免許証保有のドライバーも確保が難しい中で、例えば10人乗りのワゴン車に切替えば、普通免許でも運転でき、燃料や消耗品の対応など経費節約につながると思います。美瑛町はスクールバスひまわりバスをやっておりますが、私が聞くのは高齢者が、例えばわいわいプールに行きたいと何回も聞かれたんですけど、旭町の人。わいわいプールに行くにはもうどうしても、バスもないし、あそこまで足で歩くといったらすごく時間がかかるって、高齢者が言うのには、要するに町内を一周できるような、そういう今、そういう町内循環する、予約には、デマンド交通でもいいですけど、一応新聞でも東神楽、東川でもデマンド交通のことを書いてありますんで、美瑛町においても、この町内循環の予約制乗り合いデマンドバスの運行実証実験はしてはいかがでしょうか。町長の考えはどうですか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 申すまでもなく、この近郊、美瑛町の近郊地域も含めてデマンド交通というのは大変大きなテーマになってきております。地域の公共交通どうするのかというところで、現に私たちも、町民の皆様と意見交換する場におきましては、かなりの頻度でこの町内の交通の足を確保してほしい。何か新しい交通体系ないかというようなお話を伺っているところでございます。こちらにつきまして美瑛町でも本当に喫緊の課題であると思っておりますし、正直なとここ数年、今、今年、去年始まった話じゃなくてももう数年来、この問題どうしよう

というところは庁内でも、庁舎内、役場内でも、議論を進めているところですが、少しちょっと踏み切れてない状況が続いているところでございます。町内に民間交通事業者さんがいらっしゃるわけでもございまして、関係する団体企業の皆様とも意見交換をさせていただきながら、しかし、実証実験的なものであれば、まずやってみてどうなるのかわかんなければ、これ以上、机上の話も進まないという思いもございまして、実証実験的にまず、町内やってみるという段階に来てるのかなという風に私も判断しているところでございます。

○2番（桑谷 覚議員） 終わります。

○議長（野村祐司議員） これで、2番桑谷議員の質問を終わります。

散会宣告

○議長（野村祐司議員） ご苦労さまでした。以上で本日の日程は全部終了いたしました。これで散会いたします。

散会挨拶

○議長（野村祐司議員） 最後に、閉会のご挨拶をさせていただきます。明日また3名の議員、あるいは一般質問3名からの一般質問及び令和6年度一般会計の補正などがあります。よろしくご審議のほどお願いいたしまして、散会と致します。本日は大変ご苦労さまでした。

午後3時06分 散会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年1月14日

美瑛町議会 議長 野村 祐 司

議員 桑 谷 覺

議員 谷 本 憲 一